

令和4年 第3回定例会

喜界町議会会議録

令和4年9月1日 開会

令和4年9月15日 閉会

喜 界 町 議 会

令和4年第3回定例会会議録目次

第1号（9月1日）（木曜日）

1、開 会	5
1、開 議	5
1、会議録署名議員の指名	5
1、会期の決定	5
1、諸般の報告	5
1、一般質問	6
1. 土岐和貴議員	6
【保護猫団体の支援について】	
【動物病院の必要性について】	
【5歳以上11歳までのワクチン接種の説明について】	
2. 良岡理一郎議員	18
【新型コロナウイルス感染症対策について】	
【ヤングケアラーの実態調査の進捗について】	
【野生化したシカの被害対策について】	
【肥料、飼料の価格高騰対策について】	
【町長の政治姿勢について】	
3. 米田信也議員	43
【スギラビーチのポイ捨てゴミについて】	
【スズメバチ駆除について】	
4. 生島常範議員	48
【コロナ対策について】	
【男女共同参画社会に向けた人材育成について】	
【「若者議会」開催について】	
【独居高齢者の熱中症対策について】	
【畜産農家の粗飼料自給支援について】	
【湧水地周辺の整備支援について】	
5. 幸 一美議員	64
【津波警報に対する避難対応について】	
1、承認第11号上程	69
(説明、質疑、討論、採決)	
1、報告第10号～12号上程	70
(町長報告)	
1、報告第13号上程	71
(教育長報告)	
1、諮問第1号上程	72

(提案理由説明、質疑、討論、採決)	
1、選挙管理委員の選挙	72
1、選挙管理委員補充員の選挙	73
1、議案第32号～37号上程	74
(提案理由説明、質疑、委員会付託)	
1、議案第38号上程	76
(提案理由説明、質疑、委員会付託)	
1、認定第1号～7号上程	77
(提案理由説明、総括質疑、委員会付託)	
1、散 会	79
第2号(9月15日)(木曜日)	
1、開 議	82
1、各常任委員長報告	82
(議案第32号)	
1、産業福祉常任委員長報告	87
(議案第33号～37号)	
1、総務文教常任委員長報告	88
(議案第38号)	
1、決算審査特別委員長報告	90
(認定第1号～7号)	
1、議案第39号上程	90
(提案理由説明、質疑、討論、採決)	
1、議案第40号上程	91
(提案理由説明、質疑、討論、採決)	
1、議員派遣の件について	93
1、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について	93
1、閉 会	93

令和 4 年第 3 回喜界町議会定例会

令和 4 年 9 月議会

令和4年第3回喜界町議会定例会会期日程

9月1日開会～9月15日閉会 会期15日間

月	日	曜	会議・休会 その他	日 程	備 考
9	1	木	本会議（開 会）	議案上程・一般質問	
	2	金	休 会		
	3	⊕	休 日		
	4	Ⓜ	休 日		
	5	月	休 会		
	6	火	常任委員会	付託議案審査	
	7	水	休 会		
	8	木	決算審査特別委員会	付託議案審査	
	9	金	決算審査特別委員会	付託議案審査	
	10	⊕	休 日		
	11	Ⓜ	休 日		
	12	月	休 会		
	13	火	休 会		
	14	水	休 会		
	15	木	最終本会議	委員長報告・他	

令和 4 年第 3 回喜界町議会定例会

令和 4 年 9 月 1 日

(第 1 日)

令和4年第3回喜界町議会定例会

令和4年9月1日（木曜日） 午前9時30分開議

1. 議事日程（第1号）

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 諸般の報告

(1) 議長報告

○日程第4 一般質問

通告順

1. 土岐和貴君

【保護猫団体の支援について】

【動物病院の必要性について】

【5歳以上11歳までのワクチン接種の説明について】

2. 良岡理一郎君

【新型コロナウイルス感染症対策について】

【ヤングケアラーの実態調査の進捗について】

【野生化したシカの被害対策について】

【肥料、飼料の価格高騰対策について】

【町長の政治姿勢について】

3. 米田信也君

【スギラビーチのポイ捨てゴミについて】

【スズメバチ駆除について】

4. 生島常範君

【コロナ対策について】

【男女共同参画社会に向けた人材育成について】

【「若者議会」開催について】

【独居高齢者の熱中症対策について】

【畜産農家の粗飼料自給支援について】

【湧水地周辺の整備支援について】

5. 幸 一美君

【津波警報に対する避難対応について】

○日程第5 承認第11号 喜界町職員の給与に関する条例及び一般職員の採用等に関する条例

- の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第6 報告第10号 継続費精算報告書について
 - 日程第7 報告第11号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政健全化判断比率について
 - 日程第8 報告第12号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について
 - 日程第9 報告第13号 教育委員会活動の点検・評価報告書について
 - 日程第10 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
 - 日程第11 選挙第1号 選挙管理委員の選挙
 - 日程第12 選挙第2号 選挙管理委員補充員の選挙
 - 日程第13 議案第32号 令和4年度喜界町一般会計補正予算（第4号）について
 - 日程第14 議案第33号 令和4年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
 - 日程第15 議案第34号 令和4年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
 - 日程第16 議案第35号 令和4年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
 - 日程第17 議案第36号 令和4年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
 - 日程第18 議案第37号 令和4年度喜界町水道事業会計補正予算（第1号）について
 - 日程第19 議案第38号 喜界町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第20 認定第1号 令和3年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第21 認定第2号 令和3年度喜界町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第22 認定第3号 令和3年度喜界町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第23 認定第4号 令和3年度喜界町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第24 認定第5号 令和3年度喜界町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第25 認定第6号 令和3年度喜界町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第26 認定第7号 令和3年度喜界町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	土岐和貴君	2番	米田信也君
3番	生島常範君	5番	倉橋博都君
6番	榮優太君	7番	野間弘也君
8番	良岡理一郎君	9番	河上弘仁君
10番	幸一美君	11番	生駒弘君
12番	安田英次郎君	13番	榮哲治君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 局長 來和法君 事務局 局長補佐 竹内功君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	隈崎悦男君	副町長	金江茂君
教育長	久保康治君	総務課長	吉沢伸一君
町民税務課長	富充弘君	企画観光課長	中村幸雄君
保健福祉課長	吉行進君	税対策監	岩松利和君
農業振興課長	武藤裕和君	まちづくり課長	徳勝志君
教委事務局長	菊地典子君	会計管理者	竹内功君
喜界分署長	原田久吉君	あゆみ幼稚園長	乾みち子君

△ 開 会 午前 9時30分

○議長（榮 哲治君）

おはようございます。ただいまから、令和4年第3回喜界町議会定例会を開会します。

△ 開 議

○議長（榮 哲治君）

これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（榮 哲治君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、米田信也君及び倉橋博都君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（榮 哲治君）

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から15日までの15日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から15日までの15日間と決定いたしました。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（榮 哲治君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。3点あります。

1点目は、去る7月26日、奄美市において奄美群島さとうきび価格対策協議会第49回定期総会が開催されました。

奄美農業協同組合代表理事窪田組合長の進行で進められ、令和3年度事業報告並びに収支決算書の承認、令和4年度の事業計画案、収支予算書案について承認されました。協議会では肥料などの生産資材の価格高騰を受け、国に支援対策や交付金単価の大幅アップなどを要望することを決議しました。

2点目は、去る7月28日に参議院議員会館の会議室において、令和4年度防衛省全国情報施設協議会総会が開催されました。

この協議会は平成13年に23の市町村議会が加入して設立され、本町も平成17年度に加盟して、毎年1,400万円ほどの交付金を受けております。現在、35市町村議会で本協議会を構成しております。

岡本雄輔会長挨拶の後、来賓挨拶に防衛大臣政務官の中曽根康隆氏、自民党防衛省全国情報施設振興議員連盟名誉会長の細田博之氏、航空幕僚幹部防衛部長空将補の坂梨弘明氏の挨拶があり、その後、「航空自衛隊の将来に向けた取組について」と題して、防衛部長空将補の坂梨弘明氏の講演がありました。

その後、議案審査に入り、令和3年度事業計画収支決算報告、役員改選、令和4年度の運動方針案、事業計画案、収支予算書が承認されました。

3点目は、去る7月29日、東京にて奄美群島市町村長会と奄美群島市町村議会議長会で2023年度に向けた奄美群島振興開発の推進に関する要望活動を中央関係省庁で行いました。

省庁訪問に先立って参議院会館の会議室において、自民党の森山裕衆議院議員、自民党の政務調査会奄美振興特別委員会委員長の尾辻秀久参議院議員、同事務局長次長の保岡宏武衆議院議員、野村哲郎参議院議員らに要望書の説明をいたしました。

意見交換会では尾辻委員長が、奄美を夢の島に仕上げなければいけない、また、奄美群島振興開発基金について詳しく調査していきたいと意欲的に語られました。その後、国土交通省、環境省を訪問し要望書を提出し、奄美群島振興開発の延長などへの理解を求めました。

以上で議長報告を終わります。

△ 日程第4 一般質問

○議長（榮 哲治君）

日程第4、一般質問を行います。

質問の通告があります。

質問者は、順次、一般質問席に登壇し、発言を許可します。

保護猫団体の支援についてほか2件、土岐和貴君の発言を許可します。

土岐和貴君。

[土岐和貴君登壇]

○1番（土岐和貴君）

皆様おはようございます。参政党公認議員の土岐和貴です。今回も町民の声を代弁し、質問していきますので、最後までよろしくお願いします。

それでは、質問事項1に入りたいと思います。

保護猫団体の支援についてです。

本町で活動している保護猫団体「にゃんだふるらいふ」は、保護猫譲渡、TNRなどを目的とした保護猫事情の改善のため活動している団体です。

現在、社会問題になっている野良猫問題なんですが、この団体は寄附や一部の補助、ほとんどが自費で餌代や手術代、そして、保護猫施設の光熱費等を賄っております。しかし、任意団体のため限界が来ているという声もいただいております。

去年の12月に倉橋議員が野良猫対策について幾つか質問した上で、その後、保護猫の施設を

行政によって提供していただいたということで、団体からも本当に行政には感謝しているという声をいただいております、以前よりは適切な対応ができるようになったんですが、まだまだ改善する点は幾つもあると思います。

野良猫の問題点は幾つもあると思うんですが、その中で街角にたたずむ、寝そべっている猫を見ると猫好きの方々からしたら本当に癒やしだと思うんですが、一方で町民に被害があったり、住居にふん尿等の被害がありまして、生活環境の悪化も見られてるということを踏まえて、まず一つ目の質問に移りたいと思います。

本町は野良猫問題についてどういう認識でいるか。そして、どういう協議を行っているかお伺いします。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、富 充弘君。

○町民税務課長（富 充弘君）

野良猫問題について、どのような認識でいるかについてお答えいたします。

近年、日本各地で問題となってる野良猫についてですけれども、町民税務課に直接的に寄せられる苦情というのは年間数件ほどであります。ただ役場への要望で多いのが道路で車にひかれた猫の回収というのがほぼ大多数です。ただ潜在的には野良猫の鳴き声やそれからふん尿、それから車や住居を傷つけられたなどの被害はあるものと認識をしております。また、野良猫への無責任な餌やりやそれからその残餌ですね。残り餌などから悪臭、それから環境衛生面での問題、そして繁殖による増加など、喜界島も同じ問題を抱えております。

そのような状況の中、町では問題をまず町民に認識してもらうために広報紙と防災無線により町民への呼びかけを行っております。昨年7月にはTNRについて広報きかいで、それから11月には猫を飼うときのルールについて。同じ広報きかいです。今年の2月に猫と猫の適正飼養の月間ということで呼びかけを行いました。それから、5月には猫と人が共生するために、7月には飼い主の7か条、8月には不妊・去勢手術をして飼いましょうということで広報活動を行っているところです。

これらの問題にボランティアとして取り組んでいるのが、今、議員がおっしゃられたにやんだふるらいふの喜界島です。町ではボランティア団体の意見や要望を聞きながら、可能な限りフォローをしております。今年度は早町にあります、一時的な猫のシェルターの設置について支援をしたところでございます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

今、課長がおっしゃったように、喜界町でもそういうふうに被害があった報告等があったということなんですが、深掘りしていけば多分もっと件数はあると思うんです。行政まで報告等を出すところまでは被害はないという町民の認識なんですけど、もっともっと調査していけば野良猫問題に対しての問題が出てくるんじゃないかと思っております。

先ほども課長がおっしゃったように、動物の愛護及び管理に関する法律の動物愛護管理法は

目的である人と動物の共生する社会の実現の動物の愛護と並んで、動物による人の生命、身体、財産に対する侵害、生活環境の保全上の防止も求めているということで、生活環境の保全も今まで以上に取り組んでいかないといけないと思っております。

全国の行政の取組の中で、2018年のデータなんですけど、自治体が1年間で引き取った件数が野良猫と犬を合わせて約9万頭なんですけど、その中で犬が約8千頭で、そのうち猫が3万頭ということで圧倒的に猫が多いということが分かってきます。

犬の場合には狂犬病法ということがあって、所有者に対して登録及び犬への観察措置が義務づけられているので所有者の有無も判断できると思うんですが、猫の場合は所有者に関する努力義務が課せられているんですが、犬のように制度化されていないので、野良猫に対しての所有者の有無がなかなか判断できないということも事実だと思います。

この状況の中で積極的に本町でも取り組んでいる保護猫団体にゃんだふるらいふなんですけど、現在、少ないサポートメンバーで日々取り組んでいますけど、先ほども言ったように、やはり募金であったり一部の補助だけではほとんど自費で活動していると聞いております。年間数十万円かかっておりまして、主に保護施設の光熱費であったり、餌代、手術代等も出しているんですが、正直もう限界が来ている。本当はまだまだこの活動を続けたいが、いつまで続くか分からないというような状況をいただいております。

その中で二つ目の質問に移るのですが、この保護猫団体に向けて、不妊や去勢の手術費の一部助成はできないかお伺いします。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、富 充弘君。

○町民税務課長（富 充弘君）

お答えをいたします。

町民税務課で、今、ボランティア団体の意見や要望を聞きながら、フォローしてるところです。今年度は鹿児島県の地域猫活動等事業補助金の申請のお手伝いをいたしまして、事業の申請書並びに補助金の申請書は町民税務課のほうで作成をしているところです。また、今回の補助対象地域であります小野津地区の集落の区長さんへは事業の説明及び承諾についてもこちらのほうで行いまして、ボランティア団体を支援しているところです。

町独自の補助制度についてですけども、まず野良猫の頭数、それから、生息場所などの実態把握、それから野良猫と飼い猫の区別をどうするのかといったところと、また町民の周知です。それから、協力も必要です。

補助金となりますと財政等も考慮して、協議の上、今後の施策は検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

本町と人口がほとんど変わらない東京都の八丈島にある動物病院の院長兼八丈町町議会議員の奥山議長とつながることができまして、八丈島の行政との関わりであったり等を奥山議長に

いろいろお伺いしたところ、まず補助金のことであつたりとか問題点をいろいろと意見交換しました。その中で補助金に対しては野良猫手術費の補助として年間約40万円ほど出てるということが分かりました。先ほど課長もおっしゃったように、どれぐらい野良猫がいるかという区別がはっきりしないということも踏まえて、被害がある報告があつた野良猫に対しての手術費を補助してるということをお伺いしております。

この問題に対しては本当に社会的問題で、解決も100%であれば、まだ数%ぐらいしか解決できていないということなんですが、今現在は行政とも連携を図りながら、意見交換して取り組んでいるというふうなお話もお伺いしております。

やはり猫が増える分、補助金のほうも……。それも町単独の補助として活用しているようなので、本町もそのような……。ほかにも各自治体でそのような取組を行っている地方自治体もあると思いますので、いろいろと情報共有しながら前に進めていけたらと思っております。

環境省の保護猫問題の対策の一部に活動のポイントは三者協力、三者協働というのが大々的に掲載されておりました。地域住民プラス保護猫団体プラス、そして行政の三者が一つでも欠けるとやはり問題が起きる原因になるということも掲載されておりました。

三者で協力しないと起こる問題で、まず一つ目が保護猫団体と行政のみで活動した場合、地域住民への理解が十分に周知できずに、団体にそのまま行政の補助金を使って活動を行うと、今後、地域住民からの協力が得られにくいというような報告も上がっているそうです。

そして、二つ目に地域住民と行政の場合なんですが、保護猫団体のように知識やスキルを持っていないまま取組を行うと、猫の養護であつたりとか、管理の方法の知識がなく、円滑に活動ができないということも挙げられておりました。

そして最後に地域住民と保護猫団体のみで行った場合なんですが、本町で例えるならば、区長などと連携して活動を進めているが、区長が変わるとまた活動がストップしてしまうというような状況もあるということです。

ここに書かれていたのが、行政が関わることで地域住民も事業として捉える、認識してもらえるので、本町での事業の一環ということで周知してもらえるとすることは、三者で協力しやすいというようなことも環境省のデータで上がっておりました。

そして、三者の役割なんですが、保護猫団体の場合はやはり知識やスキル、猫の餌やり等の知識も地域住民に周知していくという活動がメインだと書いてありました。そして、地域住民の場合は猫を飼っている人、猫の世話をする人を集落内で活動を把握する、あとは掲示板や集落放送で呼びかける等もありました。行政の場合は地域住民や関係者の連絡調整、そして話合いの場、そういうふうに協議をできる場を定期的につくっていくということ。そして、不妊去勢手術への助成など活動資金の助成、そして、活動の周知などが挙げられておりました。

このことを踏まえて3番目の質問に移るのですが、積極的に活動している団体や個人からの要望や御意見を今まで以上に傾聴して、今後は行政との連携が必要だと思っておりますが、見解を伺います。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、富 充弘君。

○町民税務課長（富 充弘君）

お答えいたします。

先ほどもございましたけども、動物の愛護及び管理に関する法律によりまして、周辺の生活環境の保全、飼養、それから給餌、餌やり、騒音、悪臭等、周辺の生活環境が損なわれている場合に係る指導助言を県が行うことになっております。

ですので、家畜保健所とも連携するとともに町民への適正な飼育飼養を呼びかけまして、昨年7月から広報きかいにもチラシ等と呼びかけをしておりますので。また、ボランティア団体、それから先ほども区長さんにも説明はしてありますので、全体的な区長会での説明会等も踏まえまして、猫と人が共生できるような地域づくりに努めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

区長などにもこういう野良猫問題のお話をしたときに、周りの反応というのは、今現在どういうふうな認識でいるかというのをもしよければお伺いできますか。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、富 充弘君。

○町民税務課長（富 充弘君）

区長会全体で全員に説明したことはございませんけども、今回、県の事業が小野津地区で採択されましたので、神宮と前金久の区長さんにはこういった活動しますということで、地域の協力、それからボランティア団体、行政のほうも入りますので。また、野良猫の避妊・去勢手術についてたがいにあって、猫が好きな人もいますし、嫌いな人もいます。それぞれ価値観は違いますけども、それは人と猫が共生できるようなまずモデルづくりをしていこうということで地区では呼びかけをしております。

こういった正式に区長会ではまだ呼びかけはしておりませんが、広報きかいにも七、八回にわたってシリーズでやっておりますので、そういったことを踏まえまして、また区長会でも説明させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

課長のほうがおっしゃっていただいたように、今までもいろんな取組だったりとか対策等を行っていただいて、周知等も行っているというのを伺いして、保護猫団体だったり、個人で活動されてる方々からは「本当にありがとう」という言葉をいただいております。

今後この保護猫団体にゃんだふるらいふは個人であったり民間で個々で活動されてる方々とも連携を図るために法人化を進めております。法人化をすることによってもっと行政とのつながりを増やしていき、今まで以上に前に進んでいく、取り組んでいけるような活動を積極的にやっていくという熱い思いも聞いておりますので、引き続き、皆さんと一緒に協議していけたらと思っております。

この三者の役割をしっかりと把握した上で取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは質問事項2に移りたいと思います。

動物病院の必要性についてなんですが、先ほども少しお伝えしたように本町と人口は変わらない東京都八丈島は人口は約7,000人の島なんですが、この島に動物病院が2軒ございます。その中で行政との補助制度などを活用して野良猫問題にも取り組んでると伺っております。

本町は奄美いんまや病院から2か月に1回診察に来られますが、数日での診察なので限界があるというふうな声も伺っております、予約ができずにまた次の2か月後まで診察ができないというような方々も実際にいるということをお伺ひしております。

その中でほかにも猫だけではなくて動物を飼われている方々からの意見の中では、本当に2か月に1回来ていただけるだけでも非常にありがたいんですが、何かあったときにすぐに見せに行けないというこの現状はやはり不安がいっぱいという声もいただいておりますし、奄美に行く機会があれば動物も連れて見せに行きたいということもあるんですが、やっぱり経済的余裕はなく、そこまでの対策はできないという声もいただいております。

ここで一つ目の質問なんですが、本町に動物病院がないことで困っている町民の方々がいることは周知されているか伺ひます。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、富 充弘君。

○町民税務課長（富 充弘君）

お答えをいたします。

今年度4月からの犬猫に関する問合せについては、動物病院に関する問合せは1件でございます。このときは急病とのことでありましたので、いんまや動物病院と連絡を取りながら島の獣医師の方に診療してもらったというケースがございます。

現在の今、議員からありましたが、龍郷町のいんまや動物病院が2か月に一遍のペースで出張診療を行っております。ただ、避妊と去勢の手術がだんだん増えてきましたので、なかなか診療する時間が取れないというのが実態であろうと考えております。

今、認識してるかということですが、急病の場合は船等で奄美大島のほうに行ってるケースはあるものと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

今回も保護猫団体からも反省点として出たのですが、周知不足だったという反省点が出ておまして、予約をせずに直接来られる方々も多くいたみたいで、その中で先生やサポートの方々もその対応だけでもいっぱいいっぱいということもお聞きしております。やはり診察に行く方々も2か月に1回の診察なので、町民の方々も日頃の不安や要望などが強くて、そういうふうには混雑するような状況があったと思われまます。

このような状況が続くとこの2か月に1回の診察も継続的に実施することが困難になる場合

もありますので、このような問題も解決していかないといけないと思っております。

本町に早急に動物病院もしくは獣医を確保するというのは非現実的ではあるんですが、(2)の質問で将来的に本町にも動物病院が必要だと考えますが、その点について見解を伺います。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、富 充弘君。

○町民税務課長（富 充弘君）

獣医師確保の将来的な展望についてですけども、獣医師につきましては、公務員獣医師とかあるいは産業動物獣医師等は慢性的な人材不足あるいは高齢化にあるようでございます。また、民間の動物病院についても大都市のほうに集中しておりまして、地方ではなかなか獣医師不足という状況のようございます。

今、基本的に猫の話をしておりますが、犬の登録は義務づけられておりますので、島内の犬の登録の数を見ますと年々減少しておりまして、平成27年度末で412匹おりましたけども、直近令和4年の7月末現在では299匹と113匹ほど減少しております。

町に動物病院があればいつでも受診できるという安心感がありますので、飼い主にとっては非常に望ましいことだと考えておりますが、現状の獣医師の状況等、また犬の登録数の減少を見ますと厳しいのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

例えば犬の299匹ということだったんですが、年々、動物を飼う町民の声を聞くと、動物病院があれば、安心できる環境があれば動物を飼いたいというような声もいただいております。今の現状はやはりリスクが大きいよねという声もいただいておりますので、動物病院に関して、獣医に関しては早急に対応できることではないんですけど、長期的な目標として、動物病院であったり獣医獲得に向けて、本町にも最低限1軒はできるような取組も必要だと考えております。

保護猫団体と奄美いんまや動物病院の先生との意見交換の中で、本町にも最低限必要な機材とあとは場所があれば、今現在2か月に1回の診察を月に1回から2回までは増やすことができるのではないかと、あくまでこれは意見交換の中でのことなんですが、そういう話も出ております。

そして、鹿児島大学の獣医の先生との話の中でも、このようなそういう最低限の機材がある施設が本町にもあれば、研修医を定期的に学びの場として派遣することも可能ではないかと。そうすることで月に半分以上は獣医の先生がいるというような状況もつくれるというような話も伺っておりますが、これはあくまで一部での話なので、今後、行政とも関わっていき、本当に大きく取り組んでいくのであればしっかり協議を行って、いい方向に前向きに考えていけるような取組ができると思っておりますので、よろしく申し上げます。

ここで3番目の質問なんですが、本町独自の助成制度を整えて、動物病院の開設や獣医獲得に向けた取組、そして、Uターン・Iターンを目的とした環境づくりも今後、課題だと考えますが、見解を伺います。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、富 充弘君。

○町民税務課長（富 充弘君）

お答えいたします。

まずUターン・Iターンについては、その受皿づくりが必要であることは十分認識をしております。離島で動物病院を安定経営するためにはやっぱり一定数の犬や猫がいることも必要かと思えます。離島で動物病院を開業したいという方のために判断材料となるような情報発信を行っていきたいと思っています。

ただ、動物病院に限定した町独自の助成制度については、今のところ考えておりません。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

今現在も農業や漁業に対しては人材育成事業などがあります。今後、本町にない職業であったり、子供たち、学生が目指したいというようなもし職業があれば、今後、新しい人材育成事業にはなるかと思えます。そのような目標を持った本町にいる学生を本町に戻ってくることを前提に町独自の助成制度もつくっていくことができるのではないかと。これは今後の課題として聞いていただきたいのと、あとはやはり島外で学んできたスキルで本町に帰ってきたときに、知識やスキルを生かした島で不足している、もしくは島にいない分野で活躍できる人材育成も並行してできると考えておりますので、よろしくをお願いします。

そして、先ほど課長もおっしゃったように、今後、動物病院の必要性の呼びかけや周知も今まで以上に取り組んでいただいて。私は質問をただ投げかけるだけではなくて、執行部と議会も連携して取り組んでいく必要があると思えますので、引き続き対応をよろしく願いいたします。

それでは、質問事項3に移りたいと思えます。

5歳以上11歳までのワクチン接種の説明についてなんですが、本町でも9月開始する5歳以上11歳未満のワクチン集団接種、対象となる御家庭にも案内書や新型コロナワクチンコミナティの説明等も配布されております。

その中でメリット・デメリットをてんびんにかけたときに、接種を希望するほうがデメリットが大きいのではないかと御家庭から不安の声をいただいております。そして、こちらにもあるんですが、御家庭に配布してあるファイザー社の予防接種の説明書にも記載されていますが、感染すると熱やせきなど風邪に似た症状が見られるとファイザー社の説明書にも書かれておりました。感染すると熱やせきなどの風邪に似た症状が見られるということで、ここに掲載されている接種後の出るかもしれない重い症状と比較してもデメリットが非常に大きいと考えております。

子供たちの未来のためにもそのように不安に思っている町民の方々の声もぜひ聞いていただきたいと思っております。

ここで一つ目の質問なんですが、今回、対象となる御家庭に集団接種に向けて事前アンケートを実施していましたが、接種を希望する、接種を希望しない、もしくは迷っているなど、ど

のような比率だったのかお伺いします。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

5歳から11歳を対象としたワクチン接種の意向調査結果についてお答えいたします。

調査は7月1日から7月15日の期間で実施をいたしました。回答方法はインターネット、書面、電話で受け付けております。対象者は393名、回答者は175名、回答率は44.5%でございました。

調査結果につきましては、接種を希望するが37名、21.1%。希望するが今は迷っているが45名、25.7%。希望しないが54名、30.9%。希望しないが今は迷っているが39名、22.3%となっております。希望する、希望するが今は迷っているを合わせますと82名、20.9%。希望しない、希望しないが今は迷っているを合わせますと93名、23.7%という結果になっております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

今回、私の家にも届いた案内書の中にも今現在のオミクロンB A. 5に感染しても軽症もしくは無症状で済むということも書かれております。万が一、重症化した場合は呼吸困難などの症状が見られると明記されておりますが、これはメディアでも国会でもおっしゃっておりますが、今現在、オミクロン株B A. 5はどんどん弱毒化しているということなんです。その分、感染率は上がってるということも踏まえているのですが、ほとんどが熱やせきで軽症で済んでるということも書かれておりました。

その中でこちらにある案内文にも掲載されているんですが、先ほど言ったのは感染した場合は熱やせきが出るということだったんですが、ワクチンを子供たちが接種を受けた後に出るかもしれない症状の中で部位の痛みであったり、頭痛、下痢、体が痛い、悪寒や高熱など。そして、受けた後に出るかもしれない重い症状の中で皮膚のかゆみ、おなかの痛み、吐き気、目が見にくい、せき、喉の痛み、息苦しい、高熱などが挙げられておりました。

これだけ見ても子供たちにとってのリスクは非常に大きいのではないかとということも踏まえて、先ほど課長がおっしゃったように、やはり迷っている方々もいるというのが現実だと思います。

接種を受けてすぐにいつ出るか分からない症状もこの案内文のほうには書かれていたんですが、心筋炎であったり心膜炎なども案内書に書かれておりました。この説明書の中にも「本ワクチンは新しい接種のワクチンのため、これまでに明らかになっていない症状が出る可能性がある」というのも明記されております。子供たちはどうするか判断できないので親の判断になると思うんですが、どういうふうにするかと迷ってる方々もやはりこういうふうな送られてきた情報を見て考えていることだと思っております。

2年半以上もう続いている中で、全国ではワクチン接種の後にワクチン後遺症であったりとか、副反応というものがどんどん出てきておまして、近年ではメディア等でも少しずつ報告

されるようになっております。私が去年からお伝えしている接種後の症状の悪化などの改善はまだ解決しておりません。

これからたくさんのお楽しみ、そして未来がある子供たちにこのような書かれているデメリットが大きいこのワクチンを接種する、打つというのは本当に疑問に思うことがあり、そういうふうな疑問視されている町民の方々がいるというのもしっかりと受け止めてもらいたいと思っております。

子供たちは研究結果でも出てるんですが、大人よりも免疫力が3倍近く高いということで、5歳から11歳未満の子供たちに対しては、特に小児ワクチンはしっかりと考えて取り組んでいく必要があるということもおっしゃってございました。

1年前は、私はこのワクチンに対しては感染予防効果はあくまでなく、発症と重症化を抑えると言ってきましたが、なかなか理解されることもなく、最近では世界的にもマスク率であったりとか接種率が世界で断トツ的に高い日本なんですが、この状況でさえも世界で今、一番感染率が高いという状況になっております。政府がいう基本的な感染予防対策を2年半続けているのにも関わらず世界で一番の感染率ということで、まず矛盾であったりとか違和感から目を背けたらいけないと私は思っています。

なぜ今後も変異し続けるウイルスで、現在、弱毒化に向かっているというBA.5なんですが、これでも2年以上変わらない予防対策を続けているのか。なぜ皆様の大切な税金を、無料というワードを使い、海外に税金が流れていく、余るほど購入していくというのもどうなのかなど。これを深掘りしていくといろいろと出てくるんですが、このように将来的にこの世の中で子供たちの未来が本当に不安だなど思っている町民の方々がいるというのも周知した上で、考えていただきたいなど思っております。

実際にこれは政府も開示しているデータを基にお話ししておりますが、昨日、最新の情報を見たんですが、厚労省の感染情報の今週、上がってきた新しいデータでもコロナ感染で全国で感染して重症化したのは10歳未満が女の子が4名、男の子が5名。これは全国です。10代以上が女性がゼロ名、男性が1名。このデータも随時更新されているんですが、厚労省のホームページで確認できますので、ぜひ確認してください。

先ほどもおっしゃったように、このように重症化リスクが非常に低い子供たちに向けて、この小児ワクチン接種を進めていくというのは本当にどうなのかなど私も思いますが、ここで(2)の質問です。

全国のデータを分析しても重症化率が非常に低い若年層、そして子供たちに感染予防目的ではない重症化予防目的のファイザー製ワクチンを進めることに疑問視している御家庭もいますが、本町はどのように考えているのかお伺いします。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

ワクチン接種につきましては、接種をすることにより症状が出ることを防ぎ、重症化を予防することができるということが明らかになっております。また、できるだけ多くの方が接種す

ることで感染拡大を防止するという観点から実施されてるところでございます。小児用ワクチンは臨床試験等から有効性や安全性が確認されていることや海外でも広く接種が進められてること等を踏まえ、日本でも接種が進められているということでございます。

これまでオミクロン株に対するエビデンスが確定的でないことも踏まえて、小児については努力義務の規定は適用されていませんでしたが、国の方針が変わり、5歳から11歳の子供の接種につきましても近く努力義務の規定が適用される模様です。

オミクロン株が流行してからの第7波では子供の重症者が増加傾向にあるということでございます。ワクチン接種のメリットは重症化予防効果が挙げられる一方、副反応を心配される保護者の方もいらっしゃいます。

最終的に接種を希望するか希望しないかにつきましては、それぞれの判断ということになりますので、町といたしましてはこれまでどおり正確な情報を提供してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

課長のほうがおっしゃったように子供たちに向けても、今後、国のほうでも努力義務というふうに挙げられてくると思いますが、先ほど言ったように、発症予防効果が期待されてるということだったんですが、こちらの配られてきた説明書にも書かれているんですが、これは「デルタ株等に対して」と書かれておりまして、現在、オミクロン株、ましてはB A. 1、B A. 5、どんどんどんどん変異していくこのウイルスに対しての予防効果はまだ出ていないということもあります。

その中で実際に発症予防効果、感染しないというふうな予防であれば、現在のような全国での爆発的な感染は起こり得ないんじゃないかなと私のほうは思うんです。今後も、子供たちにとっても「努力義務というのは義務ではない」というのも厚労省のホームページにも書かれておりますし、政府のほうでもこれは努力義務なので予防法の下で進めているということもしっかり、政府のほうも周知していただきたいのですが、なかなかそこまで行き届いていないというのが現状ではあると思います。

今後、重症化率を下げるのみのワクチンとなっておりますが、私も含めて大人は自分の意思でいろいろと物事を考えられますし、接種するしない、やはり接種したいという方もいますし、やはりちょっと怖くて打てないと、疾患を持ってるんで打てないとか、いろいろ両方あると思うんです。子供たちは自分の意思でなかなかするしないというのを判断できないので、この案内書にも書かれていたとおり、結局は親の判断になると思いますので、そういうふうに関後、国が上げている情報とその情報だけではなくて、実際の生の声というのを、本当に対象となる御家庭の声というのも慎重に聞いて取り組んでいく必要があると思います。

私も何度も言ってますように、案内文に出されていたようにメリットももちろんあると思います。そして、デメリットももちろんあります。これを本当にてんびんにかけて、今、必要じゃないんじゃないかなというふうになったときに、同調圧力にならないように考えていただき

たいなと思うのですが、ここで三つ目の質問です。

同調圧力に不安視されている御家庭もいることを踏まえて、任意での取組がしっかり実施できるように周知や対策を行っているかお伺いします。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

5歳から11歳の子供の接種につきましては、防災行政無線やホームページ等で広報するとともに、先ほど議員からもありましたとおり、アンケート調査時や接種券の配布時に新型コロナワクチン予防接種についての説明書を同封いたしまして、接種の判断材料となるワクチンの効果や副反応についての情報を提供しているところでございます。

また、ワクチンの接種の実施につきましては、予約を取り、学校ではない場所で個別の時間枠を設定し、できるだけプライバシーが守れるよう配慮をいたします。

子供のワクチン接種につきましては様々な意見があり、メリットもデメリットもございまして、できるだけ風評被害等がないよう配慮しながら実施したいと考えております。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

先ほど課長のほうもおっしゃっていたように、全国的に今後、子供たちに対しても国は努力義務というふうに出してくると思うんですが、この努力義務というのはあくまで接種を受けるように努めなければならないという予防接種法の規定のことで、義務とは異なりますというのも厚労省のホームページ等でも掲載されております。

そういう情報も不安視されている方々にとっての安心材料としてしっかり掲載していただきたいということと、こういうふうには御家庭の不安の声等も各地方の自治体とかでも出てきているんです。その一方、同調圧力にならないように対策として、今回、一斉に配布したこういう案内書とかも各地域地域で配布して、そこでもしっかり各御家庭で判断できるような対策等も行ってる自治体もございまして。

私は何回も言いますが、そういうふうな同調圧力にならない取組が今後、本当に必要だと思いますので、しっかり、不安に思っている方々で接種を希望しているという方々にとってしっかり中立の立場で考えて、今後も対策や取組を行っていただきたいと思っておりますので、引き続き対応をよろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（榮 哲治君）

これで土岐和貴君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は10時30分といたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時30分

○議長（榮 哲治君）

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

新型コロナウイルス感染症対策についてほか4件、良岡理一郎君の発言を許可します。

[良岡理一郎君登壇]

○8番（良岡理一郎君）

早速ですが、日本共産党の良岡理一郎です。質問に入らせていただきます。

この通告書から現在までおよそ2週間経過がありまして、今回の様々な国のコロナの問題、あるいは国葬をめぐる問題と、昨日今日も二転三転という状況もありますので、直近の情勢を踏まえて、ぜひとも誠実な答弁をお願いしたいと思います。

最初に質問事項の1、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

新型コロナはオミクロン株B A. 5への置き換わりが進む下、第7波が到来しまして、過去最大の感染が広がっております。世界的に見ましても既に5億人を超えてるというふうな発表もありまして。この5億という数値はちょうど100年前のスペイン風邪が第一次世界大戦中、戦争の最中に一気に広がって5億を超えたと。数値がかなり動きますけども、亡くなった方が2,000万とも5,000万とか相当な被害があったと。こういうふうなことを上回りかねない感染者数に現在、立ち至ってるということでもあります。

本町の状況を見ましても、年明け後、2月が8名、3月から5月が72名、6月以降はほぼ連日多くの感染者が確認されているところでもあります。この数値につきまして後ほど質問いたしますけども、そういう非常に厳しい状況になってるということでもあります。

町民の中でも最近聞こえます声は、「先行きが見えない」。これは町民じゃなくて、日本国民全体もそうかもしれませんが、先が見えないというところに対する不安が出てると、不安に駆られてるという状況にあります。

今、本町におきましても持ち得る力を最大限発揮しまして町民の健康と命を守る。そのために全力を挙げてのコロナ対策が求められてるという状況にあらうかと思えます。

まず、質問要旨の（1）とあります。

対策本部から毎日午後7時には防災行政無線を使って、その日に起きてる状況をいろいろ御報告いただいているわけですが、この中において使われる言葉の用語について、執行部と我々議員、そして、町民も正確にお互いが理解する必要があるだろうと思えます。

危機管理の鉄則を考えた場合は情報を発信する側、そして、情報を受信する側が言葉の意味を同じ理解をする必要があります。町のほうとしては8月18日から提供する情報の内容を変えておりますので、若干タイムラグがあるのでありますが、ただ今回のコロナの本質的な用語でありますので、ぜひともお答えいただきたいと思えます。

あえて防災無線の語られてる内容は読み上げませんけども、使われてる言葉は主に5点です。

一つは成人。成人男性が何人、成人女性は何名というのは情報として提供はされております。その場合、成人と言った場合は何歳を言ってるかという問題が出てくるわけです。

今年の4月からは改正民法によりまして18歳以上が成人ということが施行されてあります。その点で成人女性、成人男性といった場合は何歳からのことを言ってるのという問題です。特に本町におきましては、高校3年生が誕生日を迎えますと18歳になるわけですから、そこら辺

の区別をまず正確に教えていただきたい。

二つ目には関係者という言葉をお使いになってますけども、この間、コロナとの関係ではいわゆる濃厚接触者という言葉が国なり県なり保健所では使われています。我々の放送で使われている関係者は何を意味しているか。これを説明いただきたい。

三つ目に感染経路の問題です。これも非常にあやふやな部分がありまして、これは前回もこの議会でも議論させていただきました。国立感染研究所は感染経路につきましては三つということで、接触感染、いわゆるウイルスの付着してるところに触ることによって、そして、それを鼻とか口へ持って行って、そこから体内にウイルスが入る接触感染です。これは一生懸命、今、対策を打ってるところであります。そして、いわゆる飛沫感染。会話をすることによってしぶきが飛ぶ。これを相手の鼻腔から口から入ったりして体内に取り込まれると。これを防ぐためにマスクが有効であるということで行われてるわけです。こういう飛沫感染。そして、3月末から大いに問題になってきましたのがエアロゾル感染です。これはいわゆる空気感染です。非常に微量のウイルスが空気中に漂ってそれが空気中に浮遊してる。これを吸い取って肺の中に取り入れてしまうということによる感染という三つの経路を出してるわけです。

行政無線で言ってる感染経路はこれを指してるのか。あるいは別の概念を言ってるのかを説明いただきたい。

そして、4番目にも医療体制の逼迫という言葉が使われますけども、その場合、医療体制の逼迫はどこのことを言ってるのか。特に町民から見ればいわゆる発熱外来の体制が取れなくて困っているのか。あるいは入院されてる病床が逼迫してるのか。全体としての医者や看護師を含めて体制が取れてないのか。こういうふうなことが疑問になるわけであります。

答弁をお願いします。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

良岡議員の新型コロナウイルス対策についての御質問にお答えいたします。

まず用語の定義ということで、感染者数につきましては年代別で取りまとめられてるということで、10代未満、10代、そして、20歳以上が成人という区分けになっております。ということで18歳、19歳というのは10代に入ることになります。

次に、関係者という用語につきましては、どこで、または誰から感染したかが分かる方をこれまでに感染が確認された方の関係者と表現しております。その中には濃厚接触者の方も含まれております。

次に、感染経路についてですが、議員御案内のように、感染経路とは接触感染、飛沫感染、エアロゾル感染の三つになります。その感染経路について保健所に問い合わせたところ、接触か飛沫かエアロゾルかを特定するのは難しいということでございます。

本町における感染機会の多くは島外との往来や島外者との接触、または会食時の感染、家族、親戚、職場などが原因となっております。防災行政無線での感染経路不明の表現はどこで誰から感染したかが分からない方を指しております。注意喚起の意味での表現であるということをご理解願いたいと思います。

次に、医療体制の逼迫についてですが、発熱外来患者の増加や検査材料の不足、それから、感染症病床の使用率の増加、感染症患者の対応による医療従事者への負担増等を指しております。

また、療養期間が終了した人を差し引いた感染者数につきましては、正確な情報がないため、毎日の放送ではお知らせすることができないということでございます。

なお、先ほど良岡議員からもありましたとおり、感染者数の周知につきましては、医療機関の検査体制の変更に伴い検査結果の即日判明が困難になっているということなどにより、現在は県の発表の情報を防災行政無線やホームページでお知らせをしているということでございます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

そうしますと、高校生の場合は成人ではなく、10代というくくりで取り扱っているということですね。これは決めの問題ですから、そういう説明をされればそれで結構です。

そして、あと関係者といった場合は、この関係者の中には濃厚接触者も含めて、どこかの場所で誰から感染したという広い意味でこの関係者という用語は使われているという理解でよろしいですか。はい、分かりました。

じゃあ、次へ進みましょう。

今、課長に最後のほうで説明いただいたんですけども、この放送を聞きますと、毎日3名とか4名とか少ないか、あるいは40名、50名と……。ごめんなさい、50名はなかったですね。四十数名とかあるわけだけでも、町民が受ける場合は、これはどんどん加算されていくわけですよ。今日まで何名になった、何名になったと。

一方では、いわゆる療養期間が終了している方がいるわけですよ。後ほどあるでしょうけど、8日間ないしは10日間でどんどん療養が終わっていくという方がいらっしゃるわけで、少なくともその情報はつかんで、今日は15名の方がかかったと。これはこれまでどおりでいいんだけど、結果、療養期間が終わった方が何名いらっしゃるんで、現在は本町では何名の方が療養してますよ。こういう情報は出せませんか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

先ほども申し上げましたけれども、正確な情報というのがこちらのほうには入ってこないということになります。

10日間療養が基本ということになりますけれども、10日以上療養する方もいらっしゃるというようなこともあります、そういう意味では正確な情報というのが我々のところから発表することはできないということになります。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

皆さん、毎日の作業を忙しい中でいろいろ頑張ってもらっているのはよく承知しておりますけども、これが毎日の放送の中でできないとすれば、例えば、これを1週間とか10日間サイクルの中でまとめて、毎週土曜日とか日曜日のときには現時点における療養者数が何名かと、こういうふうな一定の長いスパンの中での町民への情報提供はできませんか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

医療機関や保健所等々から聞き取ることにより、その数字というのは把握できないことはないと思っております。1週間に1回とか、そういうどの間隔で発表できるかということについては検討したいと思っております。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

ぜひお願いします。

やはりこういう危機的な状況の中で町民が将来に対してどういうふうなイメージを持つか、どういう展望を持つかという点ではそういうふうな加害的な部分だけじゃなくて、いい方向で動いている部分も情報としては絶対出すべきなんです。努力してください。

次に進みます。

質問要旨の（2）、本町におきます6月以降、直近までの陽性者数を月別、重症度別及びそれぞれの隔離施設、期間について伺いたい。

執行部と議員の皆さんについては毎回出させてもらってますが、保健福祉課のほうでデータを作っていただいております。新型コロナウイルス感染症確認者数というのが上のほうに表になっておりまして、後ほどやりますが、その下のほうには無料PCR検査件数のデータがありますので、それもぜひ御覧になっていただきながら執行部の答弁をいただきたいと思うんです。

お願いしたデータがここにまとまっていますけども、感染者総数の問題、男女別、年代別、そして、重症度別。中等以上は本来2として分けるべきであります。一応、ないか少ないかの実態ですので中等症でまとめてありますが、軽症の問題。

そして、そこと関連しまして全国的にはオミクロン株のBA.5については数も増えてるといこととの関係で死亡者も増えてますよね。増えてます。そして、その要因が非常に問題になってるんですよ。何で死亡者が増えてるのかということていきますと、昨日の県の発表でも死亡は昨日10名の方が亡くなっています。そして、オミクロン株を中心にして累計で430名という大きな数の方が亡くなっているわけです。

そういう状況にありますので、現在、亡くなられてる方の中に本町の町民がいらっしやらないかどうか。これもお聞きしたいと思います。

答弁をお願いします。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

まず、6月以降直近8月30日までの島内での感染者数ですが、6月、7月につきましては、お手元の資料のとおりでございます。8月は直近のものを紹介したいと思います。

6月は男性21名、女性28名の計49名。7月は男性117名、女性139名の256名。8月は30日現在になります。男性176名、女性251名の計427名です。この期間で男性314名、女性合計418名、合わせて732名となっております。7月から急激に増加をしております。

年代別割合では高い順に10歳未満が15.4%、60代13.7%、30代13.5%、40代12.3%、10代が11.3%などとなっております。

次に重症度別につきましては、酸素投与が必要な中等症の2が6名、中等症の1が1名、そのほかは軽症となっております。

死亡者数につきましては、市町村ごとの公表はしていないということでございます。

次に隔離施設別では入院が14名、その他町管理の住宅に8名、残りが自宅隔離ということでございます。

隔離期間につきましては、症状がある場合は症状が出た日から10日間以上経過かつ症状軽快から72時間以上たっていれば検査なしで復帰となっていることから、陽性者で症状があった場合の隔離期間は10日間、症状がない場合は7日間となっております。

また先ほどありましたが、現時点での隔離終了者数につきましては656名。現在の隔離者数は76名となっております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

今、課長のほうで最後に触れていただいたけども、この3か月間で感染者が732名でいらっしゃる。そのうち現段階で引き続き療養されてる方が、ごめんなさい、何人とおっしゃったか。

○保健福祉課長（吉行 進君）

76名です。

○8番（良岡理一郎君）

76ね。はい、分かりました。

そうしますと、相当の方が療養期間が終わって通常生活に戻られてるというのがイメージしてつかめるわけですね。ぜひともこういう情報はお願いしたいということで、今回はこういう内容でお願いします。

そして、亡くなられた方の問題だけども、県が発表しないということですか。理由は。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

県全体で何名という発表はありますけれども、各市町村ごとの公表はしていないということでございます。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

いえいえ、私が伺ってるのは県が発表しない理由を聞いてるんです。町が発表できないのは、県が言わないからということでしょう。それはそういうことなんでしょう。

だから、県はなぜ発表しないんですか。少なくとも43ある市町村名ぐらいは発表してもいいんじゃないですか。どうぞ。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

ここでその理由について、正確な理由を県に代わって話すことはできないと思いますけれども、各市町村ごとに発表ができないことというのは幾つかこれまでもありました。その中の一つだと捉えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

そういうふうな情報コントロールというのはよろしくないんじゃないですか。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○8番（良岡理一郎君）

私がしゃべってます。

[「ああ、そうですね」と呼ぶ者あり]

○8番（良岡理一郎君）

町民が本町において亡くなってる方がいらっしゃるんじゃないかという懸念を持つわけですよ。先ほどの県の発表を見れば、昨日でも全体では10名あった、累計では400名を超えているというふうな状況が出てきてるわけですから。ここは本町において出てるか出てないか分からないという答弁というのは一番まずいと思うんですよ。疑心暗鬼になります。

じゃあ、町長、どうぞ。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

途中で遮りまして申し訳ございません。私のほうに質問が来たのかなと思ったものですから。今、議員がおっしゃったように、それから担当課長が答弁しましたように、保健所からの連絡がない、公表がないという中でうわさ話でこっちのほうで調査をしてとか公表するとか、そういうことは私はあり得ないことだと思っております。県が発表してる、保健所が発表してる中での皆さんへの公表を速やかにできるだけ早くということで情報無線等で感染者数も出して

いるつもりでございます。

今、言われたように確定的でない数字を私は公表するというのはいかななものかと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

町長は確定でないということをおっしゃるけど、先ほどの感染者と今、そういう療養者数を出すというのは確定的じゃないでしょう。日々出さないでしょう。

今、私が伺ってるのは、日々、県のほうで発表してる死亡者数がありますよね。全国的に相当な数になってきてます。その原因を特定するのも必要でしょうし、町民との関係では町民の中で亡くなられてる方がいるのかいないのか。これは発表すべきじゃないですか。

もし県がやらないんだったら、県に出すように言ってくださいよ。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

私はそのつもりはございません。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

じゃあ、町長、理由を説明してください。

町民が新型コロナウイルス感染症で亡くなったか亡くなってないかを答弁できない、説明できない理由を述べてください。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

それでは逆に議員がぜひその数が必要だという理由をおっしゃっていただければ、私のほうでもお答えしたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

今、反論されてるんですか。反問ですか。

○町長（隈崎悦男君）

いいえ。

○8番（良岡理一郎君）

じゃあ、どちらですか。

○町長（隈崎悦男君）

確認です。

○8番（良岡理一郎君）

確認では私の答えることないですよ。常識的に考えればいいじゃないですか。

はい、質問取消し。町長の答弁は取消し。

○議長（榮 哲治君）

町長、質問。答弁いいですか。

○町長（隈崎悦男君）

もういいです。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

私は亡くなられた方について町民に正確な情報を提供するというのは執行部としての責任だと思うんですよ。ですから、コロナの質問はこれで終わります。次に進みますけども、ぜひともそういう詳細な情報を出すように努力はしてもらいたいということをお願いしておきます。

次の質問に移ります。

コロナ対策の最重要課題の一つはやはり宿泊療養施設が本町になくなってるという問題であります。ここは町長ね、この間の経過からも含めて、担当課長じゃなくて町長自身の答弁をぜひお願いしたいと思います。

(3)のところで、6月中旬以降、本町には宿泊療養施設がありません。奄美療養圏で見ましても本町だけが宿泊施設がなく、自宅療養を余儀なくされているわけでありまして。また、先ほど行政無線でも8月中旬から島外から来島した家族親戚が島内で感染した場合、この感染者は家族親戚で療養させるということを行政も出してるわけです。

これは何を言ってるかということ、感染した方はもう町では面倒を見きれないんで、それぞれの親戚のところに行ってねと。つまりそういう家庭感染を起こすリスクを抱えてるわけですよ。これを町も奨励するかのような放送にもなってるわけでありまして。これでは多くの町民が非常に不安になるわけでありまして。

また都市部で見ますと、自宅療養中の方が必ずしも十分な医療の保護の下に置かれない中で、急変、死亡してる例も報道されてるわけです。これはあえて具体例は触れませんが、こういうのは事実としてあるわけでありまして。

町長は令和3年の第3回定例会におきまして、宿泊療養施設の当初予定しておりました19ルームについて、いろんな事情もあって確保できなかったんでしょう。これについては強く反省をしまして、そして、その後、最大努力するというところで、12月には宿泊療養施設が6人確保できたわけですよ。そのことによって、この3月から5月の中において11名の方がこの宿泊療養施設を利用したわけです。助かったわけですよ。今はもう何もできない状態になってるわけです。

そういう点では県の仕事では直接あるわけでありまして、県知事も自ら自宅療養については、今、言ってる問題があるから、市内と県内では宿泊療養施設に入れるんだということを堂々とおっしゃって、今、こういう状況になってるわけでありまして。

町長は今こそ県と連携をして全力を挙げて宿泊療養施設を確保すべきであると考えますが、

町長の認識を伺います。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、今後も宿泊療養施設の確保につきましては、本当に大変難しい状況ではございますが、さらに県と連携して引き続き努力をしてみたいと思います。

今、議員がおっしゃられたように、今までの経緯からなかなか施設が確保できなかったということで、私もあのときは自分の失態という言葉で収めたといいますか、引いたわけですけども、るるいろんな説明をしますと、地域の宿泊施設のほうに皆さんの非難というか、そういったものが向くような形がしましたんで、私はあのときは自分の責任として認めました。それから何とか宿泊療養施設が一つ確保できたわけですけども、それも数か月たちまして、いろいろ営業関係がありまして契約のほうも解除になったと。その間もなかなか新しいのができなかった。本当に議員がおっしゃるように、これもひとえに私の責任といえば私の責任だと思っております。

でも、そういうことばかり言っておれないので、県と、それから保健所にはさらにこちらのほうからもお願いしながら、保健所の規格に合わなくても、町の持ち物というんですか、町の施設として何とか使えることはできないかという形で担当課ともいろいろ協議をしながら進めているところでございます。

それまでの経緯とか詳細につきましては、ぜひ担当課長のほうからお答えさせていただきたいと思います。

以上です。

○8番（良岡理一郎君）

議長、ちょっと時間の関係がありますので、課長の答弁は結構なんだけど、短くお願いします。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

宿泊療養施設の確保につきましては、全国的に感染が広がり始めた令和2年度から継続して複数回にわたり条件の合致する民間の宿泊施設に対し、県と連携して協力依頼、交渉を続けてきたところでございます。その間、令和3年10月20日からは民間の宿泊施設の協力により宿泊療養施設を開設することができましたけれども、事業者の通常営業を希望するというので、令和4年5月10日で閉所となっております。

その後も県や宿泊療養班、保健所とともに民間の宿泊事業者と交渉を続けるとともに、公共施設の利用ができないかについても協議検討しているところでございます。

このような中、観光客等が本町で感染した場合など、どうしても家庭内での療養が困難な方に対しまして、町営の住宅等を感染者の療養所として準備をしているところでございます。

宿泊療養施設の確保につきましては、今後も県と連携しながら取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

経過はよく分かりました。私も県の新型コロナ課のほうにこの件について電話をさせていただきました。あまりにも進まないんで。それで交渉の関係で、町内の宿泊施設との関係で交渉をする際に県の持ち得る全ての力を出してやってるかという問題を伺ってるわけです。

具体的に言えば、例えば、通常のビジネス用の施設を宿泊療養施設として使う場合は地域の相場を保障するというふうなベースになってますけども、県自身は1万3,100円の上限なんですよ。御存じだと思うんですが、1万3,100円。ですから、県が持っている予算の1万3,100円を、1か月は、1か月30日は契約上、利用者があるうがなかろうが払ってるわけですから。払ってますよね、金額はともかく。ですから、それを全力を挙げて喜界町のために頑張ってくれよということをお話ししております。

それともう一つは、今、町長もおっしゃってはいるんだけど、いわゆる診療所の問題があります。10室の病室がありましたよね。今、非常に年数もたって、がたがたになってると、使えないという評価をされてるようですが、やはりコンクリート住宅ですから、躯体はしっかりしてるわけです。ですから、そこに300万とか500万の金をかけて、必要な要件であるシングルのホテル並みのベッドだとか、あるいはそういうシャワールームだとかトイレを造ろうと思えば作れるはずなんです。

だから、その金を含めて県に出してもらおう中で、町長が先頭に立って前に進めてほしい。今、町長もおっしゃった公共施設の問題もあるけど、とにかくやらないとこれがずるずるずるずる、あと半年で終わるか、1年で終わるか見えないうちでずっとこのままだらどうするんですか。どんどん感染者は増えますよ。宿泊療養施設に避難させ得ない限りは、喜界町が一番、感染率が高くなるかもしれません。ぜひともお願いしたい。

あと、私はこの問題は非常に重要な問題だと考えておまして、私ども日本共産党の鹿児島県委員会と鹿児島県議団にもこの問題を県レベルでもやってくれということをお願いしてあります。先週の8月25日にこの県委員会と県議団で塩田知事に対しまして緊急の要請をしてあります。これは喜界町だけじゃなくて、全体としてワクチンの問題だとか様々な問題も一般のものも含めてやっています。

ただ、喜界町だけは、喜界町については宿泊療養施設がない、特段の努力をしてくれということも6項目の1項目として県のほうに出してあります。「真剣に対応する」というようなこともおっしゃってるようです。ぜひとも今やらないとこのままずるずるいきますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

町長も先ほどもおっしゃいましたが、日頃から物事というのはできないできないばかり言う前に進めないということをおっしゃってるわけですし、ぜひ強い決意を持って、この問題については今後当たっていただきたいということです。

繰り返しになって恐縮ですが、決意をお聞かせください。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

議員おっしゃるとおりでございます。今、おっしゃいました御党が県議のほうで知事に要望したと。本当にうれしく思っております。

私、一個人、首長だけではなかなか難しい問題もありますので、今のように議員の皆さんと一緒に要望していただければ私も力強いかと思っておりますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

はい、ぜひ協力できるところは協力しつつ、この問題の解決に当たっていきましょう。次に進みます。

質問要旨の（4）PCR検査の問題であります。

私はPCR検査問題につきましては、新型コロナウイルスが国内で報道されて以降、毎議会で取り上げておりました、その都度、PCR検査の拡充をお願いしてきたところであります。やっと全体的にもそういうふうな流れが本流というか主流になって、全国的にも今、動いてる状況だろうと思うわけであります。

その点、PCR検査については、先ほどの宿泊療養施設と違って、町内でも町民の支持を受けながら定着しつつありますので、この3月から6月までの検査件数を別途データも出していただいておりますので、御説明願えますか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

本町における無料PCR検査は現在、感染に不安を感じる方等を対象に火曜日、木曜日、日曜日の週3回、午前9時から正午までと午後1時から3時までの時間帯で実施されております。検査はドライブスルー方式で中央公民館の新館と旧館の間で行われております。

検査状況につきましては、お手元に6、7、8と月別に示してございます。

6月は男性が36名、女性が63名、計99名、そのうち陽性者はおりませんでした。7月は男性が224名、女性が202名、計426名、陽性者が22名となっております。8月は直近まででございます。男性154名、女性189名、計343名。その中で陽性者が27名となっております。この期間中合計で868名、陽性が確認された方は49名となっております。

9月以降の方針につきましても、無料PCR検査事業は現時点で9月末までは延長をされております。今後も必要な検査体制の確保を県に要望してまいりたいと考えております。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

ありがとうございます。ぜひともこのコロナが終息するまではこの検査は続けていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

次に進みますが、（5）の4回目のワクチン接種の状況であります。医師の体制が整わないということで、職員の皆さんも相当御苦勞の中で運営されてるのは重々承知しておるわけでありませう。

現時点でもし数値が全体としてまとまれば結構ですし、あるいは9月が終わってからまとめるというのはそれでも結構なんだけれども、町内感染者総数と接種実績及び接種率がどうなっているか。これをまずお答えいただけますか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

今回4回目の接種対象者数は60歳以上の方で2,339名。これは本年2月28日までに3回目を接種済みの方でございます。これまでの接種者数は1,086名、現時点での接種率は46.4%となっております。今回の対象者につきましては、8月末で全集落を終了する予定でしたが、問診の医師が来島できなかつたため、一部、今月9月へ延期しております。

また、60歳以下で基礎疾患を持つ方は申請方式となりますので接種率は出ませんが、現時点での接種者数は7名となっております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

先ほど土岐議員も質問していたところでありますが、5歳から11歳の接種計画の進捗について、今、どういうふうになってますか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

5歳から11歳への接種計画の進捗につきましては、小児科医師との日程調整の都合で当初の予定より遅れております。1回目が9月の3日土曜日、4日日曜日。3週間の間隔を空けて、2回目が9月25日日曜日、26日月曜日となっております。対象者は393名、接種は任意、ワクチンはファイザー社製の対象年齢専用のワクチンで、現在、全対象者に接種券を郵送し、予約を受け付けたところでございます。接種費用は無料、接種会場は旧すこやかセンターとなっております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

先ほど土岐議員の質問にもありましたが、これは乳幼児に関わらず大人もそうですが、基本的には新型コロナワクチンの接種については任意であると。これが基本になりますよね。

行政の側としては、やる、やらないという判断は基本的にできないだろうと思うんです。きちんと準備をする。準備は国の法令だとか様々なルールに従って準備はする。これに対して、注射を打っていただくかどうかは個々人が判断をする。その準備の部分はしっかりとやっていただきたいと思います。

私は基本的にそういう部分について自分は受けないという選択ができる用意があれば、むしろ行政としてはきちんと用意を進めるべきだと考えておりますので、よろしくお願いします。

次に進めたいと思うんですが、5回目の接種問題であります。

ここはここ1週間の中で様々な報道がされております。報道を見ますと、8月22日には厚労省の専門部会が新型コロナワクチン接種について、今秋以降はオミクロン株に対応した改良型で実施するようであると。本町では60歳以上の方は5回目の接種になると。この場合、コメントとしてはいわゆるBA.1、BA.2と、そしてBA.5のいずれについてもその効果が検証されてるといふような報道もされております。

また、8月31日の南海日日新聞ではオミクロン株BA.5にも効果が期待できるというふうな報道の中で、10月中旬に予定したのを9月の中旬に前倒しするというふうな政府の動きを報道しております。

本町はあれもこれも大変になりますが、5回目のワクチン接種をどのように考えて進めますか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

今後の接種計画を含めましてお答えいたします。

今回の接種日程で都合が悪く接種ができなかった方及び60歳未満で基礎疾患のある方の接種を10月に予定しております。

また、先ほど議員からありましたオミクロン株対応のワクチン接種につきましては、現時点では県からの明確な通知はありませんが、これまでどおり接種情報の周知を図りながら確実に実施していくということになろうかと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

ありがとうございます。もうそろそろ区切りがつくんじゃないかと思ってはいたんだけど、なかなか3年目に入っても落ち着かないということで大変であります、ひとつよろしく願います。

次の質問事項に進みたいと思います。

質問項目の2です。ヤングケアラーの実態調査の問題であります。

先回の議会の中で私はヤングケアラー問題が社会的に大きな問題になってきてるんで、本町でもぜひとも実態調査をということでしたわけでありまして。この言葉自体がまだ全体で定着してるとも思えませんので、前回の議会でやり取りしました「ヤングケアラー」という用語の定義について述べさせていただきます。家族にケアを要する人がいる場合に大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行ってる18歳未満の子供を「ヤングケアラー」というと、全体的に厚労省を含めて定義づけられております。

それを念頭に置きながら、これからやろうとしてる調査についての主要項目。一つは対象学校はどこか。そして、学年はどうするのか。そして、人数はどうなるのか。あと直接の分掌に入りませんが、高校はどういう方向で動くのか。以上辺りの部分とあと調査をいつ実施するのか。そして、調査結果の公表時期、公表方法をお答えいただけますか。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

[教育長久保康治君登壇]

○教育長（久保康治君）

お答えいたします。

去る7月20日付で、鹿児島県保健福祉部子ども家庭課からヤングケアラーに関する実態調査への協力依頼がございました。その後、8月30日の新聞で本調査に関する報道がありましたが、私の本日の答弁は先ほどの協力依頼の内容を基にお答えさせていただきたいと思っております。

それによりますと、調査対象は県内の小学6年生、中学生及び高校生のうち約1割相当とされております。本町の調査対象校は喜界小学校の6年生と喜界中学校全学年を対象に実施することとしております。対象者数は喜界小学校6年生が全員の53名、喜界中学校が全校生徒の167名の合計220名の予定でございます。喜界高校につきましては、中学校と同様に全学年の全校生徒を対象に実施する予定であると聞いております。

次に、実施時期についてお答えいたします。

調査実施期間は本日9月1日から10月3日までの期間とされており、本町においても同様の期間で実施することとしております。ただし、回答は書面またはウェブにより原則として無記名で実施することになっており、また、回答するかしないかは任意であり、回答する場合でも答えにくい、または答えたくない質問は答えなくてもよいとされてるところでございます。

次に、調査結果の公表時期や公表方法等の御質問ですが、回答内容の取扱いについては、個人、学校名が特定されないことがないよう集計されることになっており、原則として個別の内容については学校に知らせることはありません。県全体での実態状況を把握するというのが主な趣旨となっております。

ただし、調査表の末尾に児童生徒が支援を求める場合は記名してもらうことになっており、その場合は必要な対応を行う予定であるとされております。また、県全体の調査結果については県のホームページに公表することとなっておりますが、具体的な時期については現在示されていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

今月から10月初旬にかけて調査が入るんだということで、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

問題は今、教育長が触れられてますけども、そういう助けを求める子供たちが、現在のところ、自分がヤングケアラーだと世間でされるけども、自分がヤングケアラーだと自覚してない人がいっぱいいるらしいんですよ。そういう方たちがこの調査を通して、自分は行政だとか対外的な支援をたくさん求められるんだというふうなことを認知、自覚をすると。そして、具体的な行動として教育委員会かどっかはともかく行って、そういうSOSを発信して、支援につながっていくというところがよく見えないところがあるんですが、どういうふうにお考えですか。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

今回の調査内容についても、家庭状況を含めて様々な観点から結構25項目ほど多岐にわたっておりますが、その中にヤングケアラーに関する知識、理解といったものに関わる質問も入っております。

ですから、そこで一定の周知、理解は可能かなと。また、最近いろんな厚生労働省からもパンフレット等も届いておりますので、そういったもので周知を図っていきなさいと思ひます。

あわせて、先般の議会でも申し上げましたけれども、各学校では悩みアンケート調査を毎年実施しておりますので、そういったものに基づいて、また教育相談等も実施しておりますので、そういったところでもこの件についても今後また周知その他していく必要があるかなと考えているところです。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

ぜひともこの調査を通しまして、当該の皆さんが自らがヤングケアラーであるときちんと自覚をして、行政としてそこへの支援ができるように引き続きの努力をお願いします。

次に進みます。質問項目の3番です。

野生化したシカの対策についてということで質問項目を起こさせていただきます。

一昨日ですか、町民の方から新たな情報がありまして、今回の質問とは直接はちょっと……、間接的に関係しますけども、8月25日にいただいた情報ですけども、蒲生のポイント211の下の外周農道のところで、大きな角が立派なヤギを2頭見かけたということで。黒です。それで写真も撮って、動画も撮って私の手元には来ております。これはうちの事務局が送るのにパソコンがうまく動いてくれなくて、私の今、手元にありますけども。確かに大きなヤギが2頭の写真が撮れてるということです。

私が情報をいただいた方は、今の段階では特段被害はないんだけども、これが増えてくると、土壤浸食だとか森林生態系などのそういう新たな問題に発展しかねないと。これは前から言わ

れてることです。ですから、そういう点では今、鹿問題とかカラス問題を抱えて大変ではありますが、野生化してるヤギもやはり念頭に置きながら進めないといけないということで、これは情報提供の範囲になっていきます。

質問要旨に戻りますけども、年明けに第2回目の生息調査をして、303頭が確認されたわけです。これは第1回調査の2.6倍。この間、100頭を超える駆除をしてると思うんですけども、それでも303頭と逆に増えてるというのが確認されたわけです。課長がおっしゃるようにこれは全く深刻な事態です。深刻な事態。これだけ頑張ってもこれだけ増えてると。

そういう点では抜本的な対策を今、考えないといけないのではないかという観点から質問させていただきますが、一つは本年の4月から直近までの駆除数を月別、数字はそこまで細かくなくていいんで、全体がどうなってるかを、駆除数を教えてください。

○議長（榮 哲治君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

ただいまの良岡議員の質問にお答えいたします。

平成30年度に第1回目の生息頭数調査がございまして、その後、昨年度2回目の調査を行っております。議員がおっしゃったとおり、かなりの鹿が増えていることは間違いないことで、我々もその対策に当たってはいろいろ行っておりますが、なかなか結果に結びつかないというところで頭を悩ましているところでございます。

そういった中で今、質問がございました内容についてですが、4月から昨日までの報告を受けてるものにつきまして、月別成獣、幼獣別にお答えいたします。4月が3頭、5月が4頭、6月が2頭、7月が1頭、8月が1頭で合計11頭となっております。そのうち成獣が10頭で幼獣が1頭となっております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

令和3年度の駆除数が70頭駆除してますね。これは月平均で見ますと5.8なんです。それで今、課長の説明だと5か月で11頭。月平均2.ちょっと。こういうことで大きく捕獲能力が落ちてます。

原因は何ですか。

○議長（榮 哲治君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

これは例年に関係することなんですけど、どうしても4月から8月の期間というのは5月、6月の梅雨時期に当たったり、あと夏場についてはかなり暑い中でのそういった捕獲作業ということで、従事者の方の負担が大きいということ。あと、鹿もわなにかかった場合、すぐに対応しないといけないんですけど、特に夏場の暑い時期はもうわなにかかったら消耗して早く死ぬケースがあるということで、悪臭であったり、あと腐敗が進む可能性もあるということで、従事

者のこれもまた負担が大きいということでもあります。

例年9月以降についてかなりの捕獲が急速に進んでいっておりますので、これからそういった活動を通して進めていければなと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

現在の303頭。これは調査時点の数字ですけども、これをどうやって減らしていくかということで、お互いに頭を絞っているところかと思うんです。これはこの場での議論も何回もしておりますけども、専門家の獣医師の方によると、鹿というのはヤギと同じような倍率で増えていくと。つまり年間30%増えると、130%まで行くというふうな状況にあるわけです。

ですから、今、11頭を駆除しても、実態はどんどん増えてるんですよ。じゃあ、これをどうやって回避するかと考えた場合は、この獣医師の専門家がおっしゃるには、やはり年間の駆除目標をしっかりと立てて、それを達成するために策を講じるべきだと。150頭以上です。年間150頭。そうしないと減少傾向に向かわないということをおっしゃってるわけです。じゃあ、とても今の状況で150頭、いきませんよね。

それで私は猟友会とその周辺にいらっしゃる方のお話を伺ったんですけども、課長がおっしゃるように、今、たしか10名ちょっとのくくりわなの資格を持っていらっしゃる方がいるようでありますけども、彼らの作業は大変ですよ。

まず、くくりわなを鹿が通る獣道、あるいはいそうなところに仕掛ける。仕掛けたら、翌日から毎朝、今、課長がおっしゃったように捕れたらすぐ処理しなきゃいけないということであるんですけども、毎朝見に行かなくちゃいけません。見て、そこでかかった場合は猟友会の仲間電話をして、二、三人で集まって、一気に解体するんですよ。そのまま放置しておきますと、さっきおっしゃったように腐敗の問題とかいろんな問題が起きますから。この作業が今、大変な状況にあるということです。

そしてまた本業も持ってますから、本業もおろそかにはできない。自分たちの生活の問題もありますから。そのなりわいとの関係でのバランスを見ると、どうしても、今、鹿を駆除するについてはモチベーションが上がらない。周りの方を含めて、こういうふうなことをおっしゃってる。

じゃあ、それをどうやって解決するんだという点で二つのお話を受けております。

一つは、やっぱり捕獲した場所で解体する作業は非常に大変だということで、解体する場所。とりわけ水道です。血を流すための水道、これを常時使えるように。作業しながら水道で流しながらやれる、この場所が施設としてはぜひとも必要だと。

以前の議論の中では、いわゆるジビエ料理として市場に鹿肉を流通させるためにどうするかという議論をしましたが、これは採算を含めてかなり厳しいということで一旦議論が終わっておりますけども、今、彼らが言ってるのは、その前の段階できちんと捕獲したやつを低コストで処理できる、いわゆる解体する場所です。これをつくってもらえれば助かるというのが一つ。

もう一つは、なりわいとの関係もありますけども、やはり1万円は低いんですよ。1万円は低い。やはり彼らは奥ゆかしいところもあるんだけど、周りの方に聞くと、かけてる労働時間を含めるとやっぱり2万円ぐらいは出しても……。1頭ですよ、1人じゃないですからね。

1頭を処理するために四、五人ないし二、三人集まってやるわけですよ。しかもそのお金は個人に行くということよりは、むしろ猟友会の会のほうにお金が行く。あとの処理はちょっと分かりませんが。そういうことを考えれば、やはり1頭を駆除するについては2万円はどうしても必要じゃないかというふうなことをおっしゃっているわけです。

課長どうですか、その二つの提案。

○議長（榮 哲治君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

ただいまの2点についてなんですが、まず処理施設、場所の確保についてですが、以前もそういった質問がございまして、その施設を町が確保するためにはそれなりの設備が必要になるかと思えます。環境衛生面の問題が一番大きな問題になってくるかと思えますが、今後、そういった処理をする場所を確保することについての必要性をもう一度検討して、どういった、それを確保するための課題について、また担当課と検討して対応するように、また検討していきたいと思えます。

あと、駆除に関わる報償金の単価についてですが、今、成獣で1頭当たり1万円となっております。確かに1人ではそういった鹿がわなにかかった場合の対応というのはなかなか難しいと思えます。特に成獣となると100キロを余るものになると思えますので、最低でも2人でそういった対応をするというふうにも聞いております。幾らが適切な価格になるかというのはまた検討する必要もあると思えますが、そういった負担も含めて、あと従事される方のそういったやる気が起きるような適切な価格というのはまた検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

前向きな答弁でありありがとうございます。

場所の問題については、現在、ヤギと豚を処理する施設がありますよね。その隣にある施設が今回、彼らが目的とする水道を使いながら解体をするという場所としては使えるんじゃないかというふうなサジェスションもいただいているわけです。ぜひともそこら辺も含めて、検討いただければということをお願いします。

時間の関係があります。次へ進みましょう。

質問事項の4番です。ごめんなさい。今の鹿の関係で金額把握をされてると思うんで、それを答弁いただけますか。被害額の金額。失礼しました。

○議長（榮 哲治君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

被害額については、県への鳥獣被害額報告で用いられている算出方法になります。過去5年間で、これはあくまでも推計の数字になりますが、過去5年間でさとうきびが115万5,000円。あと果樹、主にかんきつ類になりますが、65万円。あと野菜でカボチャ、ブロッコリー関係で8万5,000円。あと飼料、牧草で1万円弱となっております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

ありがとうございます。この間は鹿の被害については現象を中心に、事象といいますか、いわゆるキビの新芽が取られたりとか、あるいはさとうきびの樹脂がいじられたとか、こういう話だけでも、今後はやはり金額でも押さえておく必要が絶対あるだろうと思っております。

今、私の手元に地方議会人の8月号というのがあるんです。これは全議員に配られてるんです。くしくも今回の特集号で「鳥獣対策、これからどうする？」ということである語られております。一番多いのは金額面でもやっぱり鹿です。そして、その次が鹿、カラス等々がありまして、意外とイノシシは金額として低いです。ですから、こういう数値を出す場合、あるいはいろんな駆除の取組をする場合は、金額が500万の被害があったけども、5年間かけてゼロにしたというふうな兵庫県の集落の取組も出されております。

ぜひともそういう金額把握をしながら、お互い情報交換をしながら、効果的な駆除ができるように頑張っていければと思います。失礼しました。

次に、課長との関係になりますが、肥料と飼料の価格の問題であります。

これは御存じのように、やはりこれだけ高騰化しますと、農家の皆さんの経営も厳しくなってきました。この原因につきましては、報道されておりますようにコロナ禍やウクライナ危機、異常円安の影響で、市販の化成肥料価格、化学肥料とも言いますが、この価格が2.5倍にもなってるようであります。

政府はこれから秋や春にかけて肥料についての一定の手当ても考えてらっしゃるようですから、現状と今後に向けて、課長のほうから答弁をお願いします。

○議長（榮 哲治君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

ただいまの質問についてでございますが、今、議員からもありましたとおり、世界的な穀物需要の増加であったり、ウクライナ問題、あと円安などの国政情勢の影響を受け、原材料価格の上昇により化学肥料や飼料の価格が高騰しており、農業経営に及ぼす影響は大変厳しいものとなっております。その対策がまた急務となっているところでございます。

そのため、本町では国、県に先駆けて地方創生臨時交付金、新型コロナウイルス感染症対応の事業を活用しまして、町単独事業にて5月末日までの肥料や飼料の価格高騰分への支援策を講じることとしております。

内容としましては、さとうきび農家と園芸農家に対しましては、作付面積に応じた肥料の基準使用量に対し1反当たり400円の助成を行います。また、畜産農家につきましては、繁殖雌

牛1頭当たりの飼料高騰分に対しまして、1万円の助成を行うこととしております。

また、支給につきましては、ただいま要綱であったり、支給額の算定等もおおむね終了しておりますので、今後、申請手続等を経まして、今月中旬にも順次、支給の開始をしていければと考えております。

また、6月以降の高騰分につきましては、今、議員からもありましたとおり、国における価格高騰対策の一環としまして、肥料価格高騰分の一部、7割分を支援することとしております。内容につきましては、現段階ではありますが、化学肥料使用量の2割低減に向けた取組を行う農業者に対して支援を行うこととしておりまして、今後、県の申請窓口の体制づくりを経て、早ければ10月頃から申請手続が開始される予定となっております。

さらに詳しい内容については、また今後、県の説明会等が予定されておりますので、これらの情報を基に関係機関と連携を図り、万全な事務処理、支援体制の構築に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

農家の皆さんも大変で、5月末時点のデータに基づいて準備が進んでるということで、9月中旬ぐらいには支給されるだろうということです。ありがとうございます。

それと今後の問題についても、国からのいろんな支援事業を含めて10月ぐらいから情報が必要なところに届けられるのではないかとということです。ぜひとも正確な情報収集と早期の提案をお願いします。

以上でこの質問につきましては終わります。

次に進みます。私の最後の質問になります。

町長の政治姿勢の問題についてであります。

安倍総理が参議院選挙の応援演説中に銃撃されたことは言論の自由を真っ向から否定する卑劣な行為であり、これ自体断じて許すことはできないということでもあります。しかしながら、弔意を表すことと、この安倍元総理に対する政治的評価は全く別の問題であります。現在、マスコミでもその部分が大いに議論になってるところであります。

ただ、本町におきましては、町長の判断で半旗を掲げた。半旗を掲げて弔意を表したということでもあります。

一つは、半旗を掲げた施設及びいつやったのか。

二つ目には、その理由と法令上の根拠。条例もあれば条例を含めてお願いしたいと思うんですが、それを説明していただきたい。

そして3番目には、肝腎の政府やほかの自治体はどのように対応されてるか。

以上、3点の質問をします。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

ただいま安倍元総理の件についての良岡議員の御質問でございます。お答えいたします。

ただいま議員の御質問にもありましたとおり、参議院議員選挙の期間中の7月8日午前11時31分頃に安倍元総理が応援演説中に銃撃されるという、あってはならないことがこの日本で起こってしまいました。報道では、その後も安倍元総理の容体は心肺停止が続き、懸命の蘇生措置の甲斐もなく、17時3分、死亡が確認されたと報じられました。そのときのショックと事件への憤りは、言葉では言い表せないほどでございます。

安倍元総理は通算8年8か月もの間、三権の長である行政の長として私どものトップでございました。その方が非業の死を遂げられたのでございます。私一個人としての弔意を表すのではなく、喜界町という自治体の首長として半旗を掲げる判断を下す立場にいることを自覚しまして、翌日からは土曜日、日曜日と休みではございましたが、半旗を掲げさせていただきました。

そのことについて、議員お尋ねの3点について答弁いたします。

重複いたしますが、まず1点目の半旗を掲げた施設及び期間でございますが、亡くなられました翌日の9日土曜日は役場庁舎と早町支所、10日の日曜日は役場庁舎のみ上げる指示を出し、掲揚したところでございます。

2点目のその理由と法令上の根拠についてのお尋ねですが、理由につきましては、冒頭申しましたように純粋に弔意を表すためでございます。法令上の根拠はということですが、日本では国家において半旗を掲げるべき期間とか、そういう法令上の規定は存在していなくて、内閣の決定あるいは各省庁の申合せにより、その都度、各省庁が通達などを発出し、各関係機関に協力を依頼しているものと認識しております。

3点目の政府やほかの自治体の対応はということでございますが、私の関知するところではございませんが、その後、いろいろ話題に上がっているのは12日の葬儀の日の自治体の首長の対応が取り沙汰されているようでございますが、本町は先ほど申し上げましたように、既に土曜日、日曜日に弔意を表しており、また国や県からも通知が来ておりませんでしたので、平常どおりに掲揚をいたしました。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

時系列で簡単におさらいをしておきたいと思えます。

7月8日の金曜日の夕方に安倍元総理は亡くなりました。7月9日土曜日から7月10日、2日間にかけて、本庁舎と早町支所で喜界町は半旗を掲げた。そして、7月10日日曜日に政府は政府関係の庁舎に7月11日、7月12日の2日間、半旗を掲揚するというのを政府が決定したわけであります。7月10日ですね。つまり町長が行動した後です。7月10日です。

それと7月11日、7月12日は安倍家のまさに私事としての葬儀が行われております。政府はこのときに半旗を首相官邸など政府庁舎に立てたということであります。7月14日に閣議にて国葬を決定したということになります。

町長、二つ伺います。

先ほどおっしゃってるように、政府の通達、通知がないときに喜界町は何で半旗を掲げたか。法令上の根拠がありません。これが一つ。

それともう一つ、これは先ほど欠落してるんじゃないかと思うんだけど、従来、政府が自分たちの政府関係の機関あるいは地方自治体に対して半旗を掲げることを要請し、お願いするのは条件が一つあるんです。現職の総理大臣が亡くなったときにそれをやる。こういうルールがあるのを御存じですか。

以上2点を。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

私が今、土曜日、日曜日、8日、9日でしたっけ。

○8番（良岡理一郎君）

本町は9日、10日です。

○町長（隈崎悦男君）

9日、10日ですよ。そのときは今、議員が言われたように、国のほうからも何も指示はございませんでした。先ほどもお答えしましたが、国旗の掲揚とかそういったものは各自自治体でないところもあるんですが、喜界町もございませんが、国旗掲揚とか要綱とかがございます。ただし、先ほど言いましたように半旗に関するものは作ってないはずでございます。

要するに、これは上げるか上げないかはほとんどが国からの指示があるんですが、今、先ほどから申しましたように急遽のことでありまして、それから私で、葬儀が行われるというその前のことでしたので、私の判断で上げさせていただきました。これは上げるか上げないか、どうしますかというときに、町長の判断で上げましょうというのが、私は首長のその権限はあろうかと思っております。

要するに、まだ要綱もないわけですから。あれば上げる上げないの要綱に沿うんでしょけれども、ない状態で、私は純粋に元総理の非業の死に対しての弔意を表すその決断をしたわけでございます。

それから、現職云々とかありますけども、それはまた次、国のほうから指示があるのかないのかに委ねたいと思います。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

元総理に限らず、1人の人が亡くなるというのは周りの方にとっては非常に衝撃的なことであるのは間違いありません。そういう点で、町長がそういう亡くなったその瞬間に、その日に半旗だというのは時期尚早じゃなかったんですか。全国的に見ても半旗を掲げた自治体はそう多くはありませんよ。一部、教育委員会が先走りして問題になった事例は新聞報道されてますけども。

そういう点で、隈崎町長が自分の弔意を表すために町としてやるべきだということで、その

時点で判断したのは早かったんじゃないですか。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

お答えいたします。

先ほど来、申し上げております。私の判断で上げさせていただきました。私の判断になるということは、上げて今、言うように非難が来るでしょう。上げなかったら上げなかったで、また来るんじゃないかと思っております。

私は、先ほど申しましたように、元総理は三権の行政の長であり、私どものトップでございました。それは分かっていたかと思うんですが。何につけても普通の病気で亡くなるとかそういった状況じゃなかったわけですから。選挙中に応援演説をするときに銃撃で倒れると、本当に非業な死を迎えられた。私はその日ずっと午後、報道なんですが、状況を見ておったんですが、5時過ぎだったものですから、そのときは金曜日で国旗は時間的に下ろしました。それを改めて上げるというのはこれはしませんで、次の土曜日、日曜日に半旗を上げさせていただきました。

どっちにしろ、非難は受けてもそれはもう仕方ないと思っております。ただ私の意思としては、そういうふうに半旗を上げる、弔意を示すということを選ばさせていただきました。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

町長という公職の場で喜界町民を代表する立場にあるわけで、そういう点ではやはり半旗を掲げるという判断は私は早かったと思うんですよ。

次の議論にも入ってきますけども、安倍元総理に対して、今、町長がおっしゃるような評価だけじゃないでしょう。安倍元総理の業績については国民世論は真っ二つに割れてるでしょう。

そういう状況の中で、政府もまだ決めてない中で、町長が半旗を掲げるというふうなことにについては時期尚早だったという問題と、あともう一つは、従来の政府の習慣か慣習から言っても、半旗を掲げるのは現職の総理大臣が亡くなったときに半旗を掲げるとするのが一つの通例になってるわけですよ。その二つから見てもおかしいんじゃないですか。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

先ほど来、申し上げております。私は純粹にそのときの元総理に対しての弔意を表すためにやったわけでごさいます、それが政治的に云々どうのこうのは、今、盛んにマスコミでも出ておりますけど、どう評価するかというのは、それは後の問題じゃないですか。私は評価したから上げたんじゃないんです。先ほど申しました、首長として、今までの行政の長のトップがああいう亡くなり方をした。それに対しての半旗を上げさせていただきました。

それから現職云々といいますが、私はそういうことは存じておりません。申し訳ないですけ

ど、慣習ですよ。慣習だと、今、議員はおっしゃいました。先ほどから言っています。私はそういった、法令的でないんですよ。だからこそ私は喜界町の首長として、自分が思う弔意を示させていただいた。慣習とかそういうことまでは私も存じませんでした。それでは、後でなればそれはもういいということなんですか。時期尚早ということは後だったらいいということで、議員の……、あ、ごめんなさい、これは質問じゃないです、質問じゃないです、と思いました。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

見解は相当分かれますけども、安倍総理が亡くなったこと自体については、これは非常に民主主義との関係でも大いに問題があると。これ自体はやっぱり非難されて然るべきだというのは基本的には変わりません。

ただ、安倍総理が亡くなってしばらくして、統一教会問題を含めて相当な批判とか事情がどんどん出てきたわけじゃないですか。そういう点では、私は町長のそういう判断は、当時の気持ちとしては大事かと思うんだけど、半旗を掲げるという行為を判断したのは早いと思います。これは見解の違いですので、ここまでにしますけども。

最後の質問に移ります。いいですか、町長。

質問要旨の（2）のところに移ります。

岸田内閣は閣議で安倍元総理の国葬を9月27日火曜日、平日に行うと決めたわけでありまして。国葬は個人の葬儀と違いまして、国が個人の葬儀を主催して、その費用に公費を使うものであるということでありまして。ここ一両日、報道されておりますが、その費用たるや今は2億5,000万というふうなことが報道されております。これには警備費も含まないということで、警備費を試算してきておりますが、これが何と警備費26億。6,500人を外国から要人を集めて。そういったしますと30億に限りなく近づくと。こういう税金を使っているのかという問題がこの国葬問題については出てきたわけでありまして。

一方では、各メディアを中心にしました世論調査では、この国葬について反対とか、あるいは評価する、しないという言葉でNHKと読売は使ってますけども、いわゆる否定的な回答がありますが、国葬に反対、評価しないというのが多数であります。

そして、先ほど触れましたけども、靈感商法や合同結婚式で社会問題化してる旧統一教会と政治家の関係が明らかになってくるにつれて、反対世論は増えてきております。調査のたびに増えてきております。

加えて、安倍元総理の祖父の問題、岸信介元総理であります。お父さんの安倍晋太郎、そして安倍晋三元総理の三代にわたる統一教会との関係も取り沙汰をされているわけでありまして。国葬反対世論にこの事実が拍車をかけてる、これが今現状になってるわけでありまして。

今後、政府や県から強制ではないという枕言葉をつけながらも、本町や教育委員会に対して様々な働きかけが予測されるころではありますけども、ここ一両日、ここも二転三転、政府のほうもしているようでありまして、そこら辺を踏まえて、そしてまた、地方自治の本旨、

団体自治と住民自治、この地方のことは自分たちで決めるんだという憲法上の本旨があります。これを踏まえて、それに教育基本法につきましても、政治的中立が明確に書かれてるわけであり、そこを踏まえ慎重な対応を求めたいと考えておりますが、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

まず、学校関係の答弁をいたす前に私のほうから、今、議員がおっしゃいましたように、なかなかいろいろと情報等も、いろいろ変わってきているようでございます。

この国葬の件につきましては、8月26日の閣議で、当日の各府省に弔意表明や弔旗の掲載を求めるための閣議了解は見送ったとの報道がされていたところでございますが、今日の地元新聞のデジタル版によりますと、昨日の岸田総理の記者会見で、総理は自身が務める葬儀委員長としての各府省に弔旗掲揚や黙祷を求めると報じられておりました。今、動いておりますので、今後の動向を見守り、適切に町としては対応したいと思っております。

学校関係につきましては、教育長から答弁いたします。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

お答えいたします。

先ほどありましたけれども、教育の政治的中立性については、御指摘のとおり、教育基本法第14条第2項にこのように示されております。「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」と定められております。

通常、学校において半旗を掲揚し、弔意を表する事例としては、8月15日全国戦没者追悼式、あるいはまた3月11日東日本大震災発生日などがあります。臨時に行う場合はまた通知依頼等があるかと思えますけれども、そのような折には県や国からの通知や依頼等があり、それを踏まえて対応しているところであります。

御指摘の安倍元総理の国葬に関しては、現在のところ、そのような通知や依頼等は届いておりません。先ほどもありましたけれども、マスコミ等の報道によれば、今回は教育委員会などの関係機関に弔意表明は求めないと伝えられております。

今後の対応につきましては、文科省あるいはまた県教育委員会、これもまた政治的中立性を求められる機関だと思いますけれども、そういったところの動向を注視しながら、町当局とのまた連絡調整を図りながら、適切な対応に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

この問題をめぐりましては、今、町長からもありましたように、閣議でいわゆる強制をしないと。そして、地方自治体や教育委員会への強制はしないと、通知はしないというのを出した一方で、また、今、町長から紹介があったような岸田総理大臣が葬儀委員長の立場からと、ま

た別のことを言い始めて、二転三転して大変な状況でありますけども、ぜひとも先ほど申し上げましたような趣旨に沿って慎重な取扱いをよろしくをお願いします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（榮 哲治君）

これで良岡理一郎君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。午後は1時30分から再開します。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時30分

○議長（榮 哲治君）

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

スギラビーチのポイ捨てゴミについてほか1件、米田信也君の発言を許可します。

米田信也君。

[米田信也君登壇]

○2番（米田信也君）

それでは、皆さん、こんにちは。午後から一番手で一般質問させていただき佐手久集落、米田信也です。よろしくお願いいたします。

まず、私の一般質問、スギラビーチのポイ捨てゴミ問題についてですが、喜界町の代表的な観光地である空港臨海公園にあるスギラビーチステージ周辺のポイ捨てゴミ問題は、個人、団体の清掃ボランティア活動だけではなかなか解決できないのが現状であります。そこで、スギラビーチを含む空港臨海公園のポイ捨てゴミ問題の対応についての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

米田議員のスギラビーチのゴミポイ捨て対応についての御質問にお答えいたします。

ごみのポイ捨てにつきましては、ボランティアでごみ拾いを行っていただいている有志の方々がおられる一方、これまでも再三、注意喚起の貼り紙掲示、広報紙、防災無線での呼びかけ等の対応を行ってまいりましたが、残念ながら現在も後を絶たない状況が続いているところでございます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

米田信也君。

○2番（米田信也君）

注意喚起に関しては、スギラビーチステージに、今立て看板を3か所に立てていただき注意喚起をしているところではあります。なかなかやまない、ごみが目立つということもありまして、二つ目の質問になるんですけども、観光客やキャンプ客、また、多くの町民の方が使用するスギラビーチや、その横にある多目的広場にゴミ箱を設置することができないかお伺いし

たいと思います。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

まず、基本的な考えですけれども、ごみは利用者に各自持ち帰っていただこうと考えております。また、志戸桶水浴場のように拾い箱を設置した場合、スギラの現状を考えますと、マナー違反者の続出、先ほど申し上げました善意で活動していただいている方々への負担が一層増えるのではないかとということも考えまして、現時点での設置は厳しいものと御理解いただきたいと思っております。

今後につきましては、注意喚起の取組と併せまして、そのような有志の方々の取組の輪を町内全域に広げるような施策を検討いたしまして、ごみのない美しい島を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

米田信也君。

○2番（米田信也君）

ありがとうございます。

ごみ箱設置に関しては、いろいろな場所に設置することによって、家庭ごみを入れたりとか、ごみ箱の不法投棄等が増えるということもあるんですけれども、ただ、利用者がポイ捨てごみを見つけたときに拾いやすい環境、ペットボトルが落ちています、それを拾って自分の家に持って帰るのかということに関しては、ごみ箱があったらそこでちゃんと拾ってくるということも考えられますので、環境の悪化等あるかもしれませんが、その辺はまた御検討いただければと思います。

続きまして、また、スギラビーチは、先ほどごみ等を持ち帰るということでありましたけれども、スギラビーチは夏場にバーベキューなどを行う方も多くおられまして、バーベキューで生じた炭の処理が問題になっています。このことについては、先ほどと同じような質問になりますけれども、また、お伺いしたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

お答えします。

先ほどの答弁と同様な考えになるんですけれども、まず、利用者に持ち帰っていただくということになります。今後、以前もお答えしたかと思うんですが、空港臨海公園の改修事業等、そういったものを利用しまして、ブース分け等をした際には、そういった設置とか、バーベキューコーナーの設置、そういったことも一応検討しているところでございますので、その際にもう一度議論をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

米田信也君。

○2番（米田信也君）

ありがとうございます。

改修工事に関しましては、まだ年度数も決まってないですし、青写真という部分もなかなか上がってないかと思いますが、そのような計画を盛り込んでいただければ、町民の皆さんにも喜んでいただけたと思いますので、その辺のところはまた、よろしく願いいたします。

四つ目なんですけども、ビーチサイド、白浜の休憩場所、東屋がありますが、休憩場所の周辺の草刈り、清掃が夏の海水浴シーズン前になかなか行われていない現状があります。この海水浴場サイド、ビーチサイドの管理の状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

ただいまの御質問、スギラビーチの周辺の草刈りということでよろしいでしょうか。

○2番（米田信也君）

はい。

○企画観光課長（中村幸雄君）

スギラビーチ側の草刈りにつきましては、昨年度より年度当初の打合せにて、毎月計画的に実施すると考えています。以前よりは改善が図られていると私もは認識しております。

また、問合せや苦情等があった際には、その都度、現場を確認いたしまして、必要に応じ、管理事業者、それから業者のほうへ指示を行っているという現状でございます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

米田信也君。

○2番（米田信也君）

ありがとうございます。ビーチサイドの草刈りに関しては、海開きの前と夏休みの前、お盆の前、観光客の方もしくは子供たちが来るような時期にはできれば重点的にやっていただければ、きれいなビーチになると思いますので、また、よろしく願いいたします。

では続きまして、二つ目の質問になりますが、スズメバチ駆除についての質問をさせていただきたいと思います。

昨年初めて確認されたスズメバチの完全駆除に向けて、今後、さらなる全島調査を行う必要があると思われるのですけれども、町としての見解をお伺いします。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

スズメバチ駆除の御質問にお答えいたします。

本年3月14日から16日にかけて、鹿児島大学、京都産業大学より3名の専門家を招致しまして、昨年本町で確認しました営巣地点及び同種が目撃された地点を全て視察、同時にこれまで仕掛けましたモニタリングトラップの状況の調査をした結果、根絶は困難との見解であり

ました。そのような意見を踏まえまして、今後はモニタリングトラップの誘殺数調査を継続することと、啓発活動の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

米田信也君。

○2番（米田信也君）

スズメバチの完全駆除というのはどこの市町村でもなかなかできないと言われております。ただ、喜界町において、今トラップ調査等を行って、8月の19日までの間に62のトラップを設置して、2件合わせて80匹ぐらいのスズメバチを捕ったとお聞きしております。全部を調査したわけではないですけれども、そのほとんどが女王バチだったということで、女王バチしかいないのかなと思ったら、専門家の先生にお伺いすると、働きバチも必ずいるはずで、それが捕れないのは働きバチの活動がまだできるような状態ではないのではないかとお答えをいただきました。

先ほどの質問に続いて二つ目になるんですけれども、現在のスズメバチ駆除調査の現状をお伺いしたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

お答えいたします。

まず、昨年度までは、町から業者へ委託しまして、駆除作業を行ってまいりました。今年度は、住居敷地内におきましては居住者で、圃場内は農業振興課、その他につきましては企画観光課においてそれぞれ対応しているところでございます。

また、調査の現状といたしまして、昨年度に引き続き、有識者や農業振興課と連携を図りまして、モニタリングトラップによる観察調査を行っており、8月22日現在の捕獲数、これは全てを把握しているわけではございませんで、こちらで把握している頭数でございますが、約60頭でございます。

また、今、議員御指摘のとおり捕獲されましたスズメバチにつきましては、遺伝子分析及び女王バチの同定のため、一部を京都産業大学等にお送りいたしまして、調査の依頼を行っております。これまでの遺伝子分析の結果報告によりますと、全ての個体が奄美由来の個体であるということと、分析依頼いたしましたスズメバチ38頭は全て女王バチとの報告を受けております。

7月20日以降の捕獲もないという状況、また、スズメバチの特性等を踏まえますと、ある程度駆除ができたものと考えております。そこで完全駆除と申し上げることが正しいのかどうかというのはちょっと分かりませんが、ある程度駆除ができたというふうに私どもは考えております。そのような状況を考慮しまして、現在、生息数並びに生息範囲を把握するために、モニタリングトラップを議員御指摘のとおり8月19日までは33か所、62個の設置をしておりますけれども、現在は6か所の31個と規模を縮小しての観察を行っているところでございます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

米田信也君。

○2番（米田信也君）

ありがとうございます。

今、7月20日以降、スズメバチの捕獲がされてないということで、スズメバチはもういないんじゃないかという話も出ておりますが、先ほど言われたように完全駆除ということを宣言するにはまだ至っていない。そこで誘引トラップについてなんですけれども、8月の19日までは30か所以上、62個のトラップを設けていましたが、それ以降は31個のトラップに減らしたということで、減らしたということは、個体が捕れなくなったりか労力がかけられなくなった等いろいろあると思うんですけれども、このことを鹿児島大学名誉教授の山根先生に相談したところ、この9月、10月、11月の間に、トラップに働きバチが捕獲されるかどうかを確認する必要があるんじゃないかと。今までは女王バチだけだったんですけれども、この時期に働きバチがもし捕まるようなことがあれば、まだ巣等をつくる可能性があるというお話をいただきました。

今、31に減らしたトラップなんですけれども、せっかく減らしたんですが、教授いわく、できればトラップの数はできるだけ多く、9月、10月、11月に働きバチがトラップで捕れるか捕れないかは分かりませんが、その間トラップをできるだけ多く設置して、しかも来年の女王バチの動く時期、4月、5月、6月ぐらいまで見極めれば、完全駆除とは言いませんけれども、喜界島にはないんじゃないかということは言えるんじゃないかというお話をいただきました。そのことに関してトラップの管理、これからの駆除について町としての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

9月以降の管理についてということで、御質問にお答えいたします。

先ほどの答弁で申し上げましたように、現状を踏まえまして、今後モニタリングトラップの設置箇所を限定するとともに、設置数も減らしながら状況に応じた対応と。今のは鹿児島大学名誉教授山根先生のお話だと思いますけれども、そちらの御意見を参考にしながら、現状といたしましては、ある程度、分布されているところが限定されてきているので、そこを集中的にやっ払いこうという考えでございます。

先ほどの答弁の際に申し上げましたスズメバチの特性といったところで、先ほどの38頭全てが女王バチだったといったところも踏まえまして、専門家の御意見を拝聴しながら、こういった経緯に至っているというのは御理解いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

米田信也君。

○2番（米田信也君）

ありがとうございます。

トラップ数に関してはこれからいろいろと相談しながら、個体が見つかったとか、トラップ

にかかったとかということによりトラップの数は考えていただけだと思いますが、完全駆除ではないですけど、スズメバチがいなくなるといったことができた市町村がないので、もしこれが成功すれば、かなり喜界町としても話ができると思いますので、また、その辺のところを各関係機関で併せてやっていただければと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（榮 哲治君）

これで、米田信也君の一般質問を終わります。

続いて、コロナ対策についてほか5件、生島常範君の発言を許可します。

生島常範君。

[生島常範君登壇]

○3番（生島常範君）

町民の皆様、議場の皆様、うがみんせいら。1期目議員の生島常範でございます。ちょっとマスクを取らせていただきます。

今回も、町民の皆様から幾つか課題をいただいていますので、この場を借りてお伝えしたいと思っています。よろしくをお願いします。

その前に、資料を2枚準備してまいりました。

一つは、生活困窮者エアコン購入費等助成事業の1枚と、もう一つは、これは手作りですけども、若者議会開催状況、あと熱中症患者の救急搬送件数の2枚でございます。その中の若者議会開催状況の中の、下のほうに※印を3個を打ってありますけども、日付が2019年8月9日とあります。すいません、ここの下のほうに下線を引いていただいて、修正をお願いいたします。

そして、もう1点は、下の熱中症患者の救急搬送件数の資料ですけども、令和4年度が8月15日現在となっておりますけども、確認いたしました。31日、昨日でも変わっていませんのでこれは31日に修正をお願いいたします。幸いなことに、8月は2件で済みました。

それでは、通告書に沿って、質問させていただきます。

まず、1点目、コロナ対策についてですけども、7月後半からこれまでにない感染の拡大で、警戒レベルも7月23日にはレベル4に引き上げられました。8月になってからも感染は収まる様子がなく、8月1日から31日現在まで既に300名以上も感染していますけども、多くの町民が不安の中で過ごしております。

午前中、良岡議員からもありましたけども、再度御質問させていただきますけれども、鹿児島県が契約した宿泊療養所が、御存じのように5月の末で契約が終了し、現在は島内に1件もない状況、不安に感じている声が聞かれました。それによって、午前中の答弁で町長及び健康福祉課長から、町の施設、公共施設を活用して対応したいということでした。私はこの件についてちょっと深く質問したいと思っています。

町の施設、公共施設を当たっていることでしたけども、私が聞いた段階では、まだ1件、2件という状況だったんですが、現在はどのような状況なのか、何件確保できたのか、利用状況どうなのか、これを教えていただければと思います。よろしいでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

先ほども申しあげましたけれども、観光客等、どうしても家庭での療養ができない方に対してそういうところを準備しておかなければいけないというような考え方でありまして、4件というのか4施設、準備をしてあります。これは常時使えるところと常時使えないところというのもありますけれども、小野津の宿泊体験施設、それから休養村管理センターも含まれます。それから教員住宅、それから集落の家のほう、そういうところも借り受けてあるということでもあります。

実績といたしましても、オミクロン株の第7波対応でも8名ほどの方を受け入れているということで、観光客の方にとっても効果があったのではないかと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

4件ということですか。私が聞いたときは1件今確保していると。それは町営住宅だったと思います。ということは4件のうちの1件が町営住宅ということでしょうか。あとは小野津の施設と、休養村、そして個人のお宅が1件あるとおっしゃいますけれども、間違いございませんか。個人のお宅と町営住宅1件、あと小野津の宿泊施設と休養村、これでよろしいでしょうか、確認をお願いします。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

もう1件は花良治集落のしまぐらしハウスがございます。そちらに協力を依頼しましたところ、集落の皆様の合意の下、了解を得ております。またそういう協力をしてくださるところがあれば、増やしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

現在のところ4件、今後、また増やしていきたいということですが、ぜひよろしく願います。というのは、今、8月終わって今日から9月ですが、9、10、11とこれからまた冬場に入ってきて、年末年始の長期休暇とか帰省客がいらしたりと移動の時期になりますので、それまでには何とかもっと確保していただければと思っておりますけれども、それに関して、さらに、午前中の議論の中にも出てまいりましたけれど、町の診療所の件でございます。

昨年ちょうどこの9月の議会で私が申し上げたことがあります。その時点では、まだ宿泊療養所がありませんでしたので、その町の診療場を活用できないか、野戦病院的に使えないかということも言ったんですけれども、療養所にするにはどうしても医療の関係者も関わらなければいけないということですので、医師会とか自衛隊の衛生班とかそういったことも出して要望

したことがありますけれども、この4件以外に公共施設の活用を検討しているんですか。診療所の病室の検討ができるんでしょうか、お願いします。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

まずは町が施設を準備するというよりも、午前中にもありましたように、宿泊療養施設を確保するというのが第1目標であると思います。宿泊療養施設につきましては、民間の宿泊事業者の方にはそれぞれの都合によって、協力はしたいけれども、なかなか協力することができないということを伺っております。そうなりますと、おのずと町の施設ということになるかと思えます。町の施設を改修するというようになってきますけれども、それも限られてまいります。

我々が想定しているのは小野津の宿泊体験施設、それから休養村管理センターを改修してというのが一番手取り早いのではないかと考えていますが、これも財源的なものがありますので、国の交付金等、そういうものを県とも相談しながら協議を進めていきたいと考えているところでございます。そのほかにも、コンテナハウスを設置したらどうかとか、いろいろな議論があったわけですが、なかなか県との協議の中でも財源的な部分で難しいというようなどころがありました。

議員おっしゃられる診療所の建物ということですが、まず老朽化が激しいというところが1点あります。それから宿泊療養施設、感染症に関しましては、バス・トイレが1部屋になればならないということもございまして。そういう一つ一つのハードルを越えていくには、少し財源的な部分が難しいのではないかと考えているところであります。

感染症、今後、来るかもしれない第8波に備えることも大事ですが、長期的に見て、宿泊療養施設として使えるような多目的な施設を整備していくということも視野に入れながら、今後、財政とか交付金とか、いろいろそういうことも勘案しながら計画を練っていきたいと考えております。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

診療所が使えない理由を伺いました。財政的な面もあるということですが、今回、7月、8月の感染拡大によって、主な理由は皆さん共有していると思いますけれども、隔離施設がなかった、それでもって家族内の感染が増えた、それで30名、40名という感染拡大まで至ってしまったという反省がありますので、その反省を活かして、今度の冬の長期休暇に向けた、人の移動の時期に備えられるように一緒に取り組んでいければと思っていますので、引き続き、今4件ですが、これを増やしていく努力を一緒にしていければと思っています。よろしく願います。

じゃあ、この件に関してはこれで終わります、次の点に移ります。

2番目です。男女共同参画社会に向けた人材育成についてでございます。

喜界町は男女共同参画基本計画というのをつくっていきまして、それに沿って目標値や具体的な取組内容を設定して、男女共同参画社会の実現を目指しております。女性の活躍が進むためには、家庭や地域、職場などで、社会的・文化的に形成された性別、例として、男らしさとか女らしさとか、ほかには「女のくせに」といったこともありますけども、俗に昭和の意識と言われてますけども、そういったのをみんなで問い直す研修会とか学びの場などの啓発活動を行政や地域社会で一体となって進めていく必要があると考えておりますけども、町としてどのように考えておりますか、見解をお伺いします。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

生島議員の男女共同参画社会に向けた人材育成に対する御質問にお答えいたします。

まず、本計画は、男女共同参画社会基本法の五つの基本理念に基づいた取組を進めることにより、本町に暮らす全ての人が、その人権を尊重され、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することによる、多様性に富んだ活力ある男女共同参画社会の実現を目指すこととし、平成27年度から10年間の計画として策定されております。

計画策定時の本町における住民意識調査におきまして、家庭の中で、職場の中で、地域社会の中で、社会通念、慣習、しきたりなどでの項目におきまして、男性のほうが優遇されているという意見の割合が高く、男女共同参画社会を阻害する要因となっている慣習があることが浮き彫りとなりました。その対策としまして、町民への広報や啓発活動の推進を行うことにより、意識改革を行うこととなっておりますが、現状といたしましては、毎年開催されます基礎講座への参加者も少なく、関心の低さがうかがえます。

今後は、さらなる広報啓発活動の推進を図るとともに、要望に応じまして、出前講座や地域推進員による地域への啓発活動を通じた人材育成に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

今ありましたように男性優遇の意識が高いとアンケート結果から出たということですが、そして基礎講座というのを鹿児島県が実施しておりますけれども、その参加者も少なかったと。今回は3名でした。実は私も参加させてもらったんですけども、非常に勉強になりました。

こういった現状を踏まえて、今回この質問の題材にさせてもらったんですけども、喜界島の人口の半分以上は女性でございます。ですから、男性、女性といった差別ではございませんけども、男性だから女性だからという考えももちろん持ちやいけないんです。この場でもそうなんですけど、女性が少ない。いろんな会議、委員会なんか見ても、集落の役員会を見ても、女性は少ないわけなんです。重要な決定をする場において少ない。そういったのをもう一度問い直してみるといったことが必要じゃないかということをお私に今回提案しているわけでございます。

もちろん、啓発活動しているとおっしゃいましたけども、それが結果に結びついてないとい

うことですので、それをもう少し見直して、これまでのやり方を見直してですね。P D C Aという言葉があります。計画して実践しました。それに対して、チェック、検証する。どうしてこういう結果になったんだろうと。そして修正するというP D C Aサイクルを、やっていると思いますけども、それをもう一度、担当を中心にしてやっていただけないかということなんです。

それをしない限り、喜界町の役場の中でこれからどんどん目標値を設定して、女性が活躍できるような環境づくりをしていく、啓発活動をしていくということを考えていますけども、そして役場の中で実践してそれを地域に広げていこうと考えていると思いますけども、その男性も女性も地域に住んでいるわけです。地域住民の方々にそういった意識が広がらないと、役場の中の改革も難しいんじゃないか。改革というか、改善も難しいんじゃないかと思うんです。

その意味から、P D C A、もう一度検証して、どうしてこういう結果なのか、意識が低いのか、もう一度問い直して、それに向けた施策というか、対策をできないということなんすけども、それに関してはいかがでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、確かに計画を平成27年に立てまして、10か年計画となっております。そこでのP D C A、見直しをする必要性があると思っております。

その中でも県が、先ほど申しあげました地域推進員は1名から、今回2名以上という取組に転じております。そういったことも踏まえまして、私どもも増員を図るべく、県の基礎講座と、研修会の案内を広く周知を行った上で、そういった地域推進員の活動をもっと盛り上げていけたらなと考えているところです。次年度というか、次期基本計画、そういった見直しの時期も来ておりますので、そこにまた反映させていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

今、地域推進員という言葉が出ました。現在1名と。その1名の方は、何年目なんですか教えてください。何年間やってらっしゃいますか。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

すいません、何年目かというのは把握しておりませんが、生島議員が今回受講された基礎講座、これは4回のカリキュラムが組まれています。これに4回出席しないと認められないというふうになっております。県の要件といたしまして、この基礎講座を受けられた方が地域推進員というふうになりますので、あとは町の推薦というふうになってまいります。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

ありがとうございます。基礎講座を受けた方及び町が推薦する方、合計で1名程度ですか。よろしいですか。合計で1名。地域推進員になれるのは、基礎講座を受けた方及び町が推薦した方、その合計が1名ということですか。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

今、町が地域推進員として任命しているのが1名ということです。その地域推進員になるための要件といたしまして、先ほど申し上げました基礎講座の受講、4回のカリキュラムを全て受講してないとその要件を満たさないというふうになります。現状といたしまして、1名は、先ほど申し上げましたとおり何年間になるのかというのを私、今把握しておりません。申し訳ございません。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

そういうことで、実は1名しかいないこともあるし、あまり啓発が、やっているんだけどまだ広がってないということもあって、地域推進員の存在すら僕は知らなかったんですけども、ほとんどの方がそうだと思うんです。その辺を今回見直して、ぜひこの啓発にもっと力を入れてほしいと思います。

これは何でかといいますと、先ほど言いました、喜界島の半分以上の人口は女性で、これから喜界町の未来の存亡に関わる問題は女性が担っている部分が多いわけですから、出産育児とか、子育てとか。ですから、この問題は、喜界町の基本計画にもありますけども、もっと力を入れて取り組んでいただきたいと思っています。

鹿児島県のパンフレットを見ますと、男女共同参画が何で必要なのという声もありますけども、どうしなければいけないのかといったことをまず知る、気づく、そして動くという、その三つのキーワードを書いていますので、ポスターの中にありますよね、ですから、その辺を一般の町民にももっともっと周知していただきたいなと思っています。

この件はここまでにしますけども、今後とも引き続き取組をよろしく願います。

続きまして、3番目の問題に行きます。

3番目の若者会議開催についてですけども、お手元の資料を御覧ください。夏休みに入って、群島内で小中高校生を対象に、議会や行政の取組をより身近に感じるための機会づくりなどを目的としたこども議会などが開催されております。多くの町民から、何か新聞すごくにぎやかな、喜界島もやっているのかな、やっていましたよね、こんな声があったものですから、私も調べてみました。

そこでお伺いします。以前、たしか平成の時代までですけども、本町でも実施していた子ど

も議会を発展させて、小中高校生による若者議会を実施して、共に学び、提言する風土を再度つくれないかと思うんですけども、それに関して見解をお伺いします。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

[教育長久保康治君登壇]

○教育長（久保康治君）

お答えいたします。

夏休み中に幾つかの自治体で実施しているこども議会の話題が新聞等に紹介されております。こども議会は、疑似体験を通して、行政や議会への関心を深めたり、地域づくりや税金などについて考えたり、一定の教育的意義があると認識をしております。

本町においても、先ほどありましたが、平成30年度まで夏休み期間中に小中学生を対象に実施してありましたが、新学習指導要領への移行や教職員の業務改善など幾つかの教育環境の変化に伴い、教育活動全般を見直す一つとして従来の形での子ども議会を見直すことといたしました。

具体的に申し上げますと、御承知のとおり、先ほど申し上げた新学習指導要領が全面実施となり、プログラミング教育やICT教育、あるいは英語教育など新たに取り組むべきことが加わり、教育課程の編成がタイトになったことが一つの要因でございます。

また、本町では、特色ある教育として、伝統文化の継承や特産物の栽培などの郷土教育、サンゴ礁などの自然を生かした海洋教育並びに中高一貫教育などにも取り組んでおり、校外での活動、あるいは合同学習などが盛りだくさんとなった状況も見られました。そういった観点から整理統合の視点で、教育課程外の活動である子ども議会を削減いたしましたところでございます。

合わせて、教職員の業務改善、俗に言う働き方改革が提起され、教育委員会や学校において、各種会議や行事の削減、調査物の見直しなど、総時間数の20%程度の削減を図ることが求められることとなりました。

このようなことなどを含めて、教育委員会では、学校再編10年の節目を迎える機会に、学校の意見や実態等も踏まえ、スクラップ・アンド・ビルドの視点に立って、教育行政全般を見直したところでございます。

なお、議会や行政等に関する学習については、小学校6年生と中学校3年生の教育課程に位置づけられており、まずは正規の授業における学習を充実させていきたいと考えております。

また、必要に応じて発展学習として、議場の見学やオンラインを活用した新しい形態の学習など、より多くの子供たちが参加できる活動を工夫したいと考えているところでございます。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

いろんな教育環境の変化により、スクラップ・アンド・ビルドという言葉をお使いになりましたけれども、見直しをしたと。残すところは残し、変えるところは変えるといった意味で、これを省いてほかのところに注力したいといった意味だと思います。

お手元の資料を見てください。別にほかのところがしているから必要だ、うちもしなければ

という意味ではございませんけども、このように、名称こそ違いますが、多くのところがやっております。毎年やっているとこもあれば、隔年というところもございます。先ほどちょっと下に下線を引いていただきましたけども、これは、今年度はない市町村でございます。お分かりのように、今年、大島郡内では6市町村です。3町村が隔年なんです。そんなことも考えられまして、ですから、なしにするという考えもいいかもかもしれませんけども、これも大事じゃないかという考えで、もう一度、検討されたらどうかということを提案したいと思っております。

実は、徳之島町は、電話で確認したんですけど、このように隔年で開催していたが16回最後に中断してしまったと。担当が替わったので、どうして今年しなかったか分かりませんという回答でしたけども、そういうふうになりつつあります。でも、そういうところも含めて隔年でできないかという案もあります。検討できないでしょうか。まず、その隔年でというのはいかがでしょうか。教育長、教えてください。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

先ほど資料もいただいております。

地区内の状況については、それぞれ各市町村、自治体の考え方、あるいは、方針、実態等の違いもありますので、私のほうはこれに言及する立場ではございませんが、中には、この資料の実施していない市町村で、以前は実施していたけれどもなくした、いわゆる廃止にしたというところ、それから、毎年実施していたけれども、隔年で実施するようになったというところという実態の違いもあるように聞いております。

また、県内、こども議会について、ある年の学習指導要領に示されたときに、体験的な活動というのがかなり重視されて、かなり前になりますけれども、多くの自治体で取り組み始めたというのはございます。ただそれを全体として、ここ数年、廃止を含め、あるいはまた、縮小を含め見直しを進めているという動きが見られるというふうに私たちは受け取っております。

そういった観点も含めて、先ほど申し上げましたけども、それぞれの自治体、喜界町の場合は、島の特色を生かしたほかの活動、校外での活動であったり、体験的活動も行ってきて、教育課程に対する影響も出てきているのもありますので、そういった実態等を踏まえて、先ほど申し上げたとおり総合的観点から見直したところでございます。それを、再度、再構築するというについては難しいというふうに考えているところでございます。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

ちょっと瀬戸内町を見てください。これはこども議会でなく子どもサミットとなっています。これは、備考欄に書いていますけれども、小学5年生から中学生が21名で、理想の島をテーマに地域を導くリーダー育成を目的に開催していると。しかも、高校生が7名、7班に分かれて一緒に会議を盛り上げるということをやっています。

平成30年度の7月24日に開催された最後の喜界町の子ども議会を見ていましたら、小中学生

が19名参加していきまして、喜界島のPR動画を作ろうというテーマに沿って話し合っています。議会と言いながらこれに似ているなというふうに私は思ったわけです。だから、そのときにまた、今までの子ども議会の形式とは違った形で皆さんでつくり上げていく、そういった新しい喜界島の子供たちの人材育成プログラムにしたのかなと私は思っていたんですけど、それ以降は途切れてしまったというのが現状のようでございます。

実は、この子ども議会に参加した子供にちょっと聞いてみたんです。そしたらこんなこと言っていました。

小学校のときに参加しましたと。喜界島への興味が深まったことを覚えています。初めてほかの小学校のとか中学校の人たちとお話できて緊張しましたが、これからの喜界島について議論することは楽しかったです。そのとき初めてここの議場にも入り、わくわくもしていましたと。今もまだ鮮明に覚えているわけです。その子はまたこんなことを言っていました。中学生のときには、子ども議会でPR動画を作ることになり、生徒会としてつくった覚えがあります。2回参加しているんですけども、非常に印象深かったと。島を見詰め直すというかな、いいところ、課題も見詰め直して、提言もする、そういった力がついているという、そんなことをしています。

こんなふうに私は、次世代の人材を育成するためにも、これは一つの有効な手段だと思うんですけども、先ほど教育長は、いろんなことで難しいということでした。でしたら、瀬戸内町がやっている子どもサミット、こういったようなことを高校生を交えてできないかなと思います。

下のほうに、すいません、米印で参考を書いていますけども、これは実は、本庁に勤務している方に話を聞いたら、実は中学校と高校でやっているところあると言ったものですから、調べたらここだったんです。始良とか言ったんで。そうなんだ、すごいなと思って。喜界島は2小、1中、1高ですけども、喜界島の中での小中高一貫みたいなのですから、そんなのができないかなと私も思っています。

そうやって与論町は実は隔年でやっているんですけど、これが難しいんだったら、例えば子どもサミットみたいに高校生を主体的に巻き込んで、小中高で何か喜界島のことを考える、足元を見詰め直す、そんなことができないかなということを考えていますけども、その件に関していかがでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

冒頭、先ほど申し上げたとおり、それぞれこれまで取り組んできたもので、継続しているものもあれば、当然なくなっている取組もあると思いますけれども、これは意義がないからということではないんです。新しく取り組む場合には、必ずどの取組に対しても教育的意義というのは当然あるわけございまして、その中でいろいろ状況が変わったり、膨らんでくる中で、子供たちの負担その他も含めて、家庭の負担等も含めて、どう考えていくかというのが一つあると思います。意義があることは当然私も認識しておるということございまして。

それから、地域を学ぶ、あるいはまた地域を考えると先ほどありましたけれども、これにつ

いては、先ほど、本町独自の取組として中高一貫教育のことを申し上げましたけれども、共同教育もそうですし、海洋教育もそうなのですが、中高一貫教育、喜界学という中で、中学校高校それぞれ、自分の身近な課題、テーマを見つけて、そして、時間をかけてじっくり調べたり、あるいはまとめたり、それを発表し合うという取組をしております。

ですから、先ほど申し上げました議会の仕組み等については、そういう正規の授業の中で、そしてまた喜界学の中で喜界のよさを含めて将来のことについても考えていくという、より深い学習をしていることを御理解いただければというふうに思います。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

理解できました、私も喜界学をやっています、各学校で発表しております。それを議会でも議場でも受けてもらって皆さんで共有して、それを政策に反映できないかといったことで提案したんですけども、これは今後また議論していければと思っています。

すいません、ちょっと、前後して申し訳ないんですけど、知名町に星印で、10月14日に女性議会開催予定とくっつけてしまったんですけども、これは……。

○議長（榮 哲治君）

生島議員ちょっとお待ちください。

暫時休憩します。再開は35分から行います。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時35分

○議長（榮 哲治君）

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

生島常範君。

○3番（生島常範君）

続いて4番目に移りますけど、すいません、その前に、先ほどお配りしたこの若者議会開催状況の中に、一つだけ。星印が二つありまして、下のほうの星印であります知名町ですけども、これをちょっと説明します。10月14日に女性議会開催予定と書いてます。これは、たまたまそういう話がありまして、こんなことあるんだなと。聞いてみましたら、これは町長が打診して、副町長と言ったかな、が打診して、しませんかということで男女参画推進員の担当の方がまとめて、これを今、予定しているということでした。参考にさせていただければと思って載せました。

続きまして、4番目の項目に移ります。独居高齢者の熱中症対策についてでございます。

今年は全国的に猛暑が続いております。本町における7月から8月末現在における熱中症による救急搬送の件数は既に10件でございます。昨年度6月から9月までの合計件数は6件でした。その倍近くになっております。この10件以外に、実は自力で病院に行った方もいらっしゃいます。

そこで質問ですけども、救急搬送の内訳は、屋外7件、屋内が7件です。そしてほとんどの

方が高齢者でした。そのほか、病院関係者の話によりますと、屋外でマスクをしながら草刈りをしていた方や屋内にエアコンがない方、また、エアコンがあっても使用しない方もいると伺いました。

体温の調節機能が低下すると言われる高齢者の方々、特に独居高齢者の方に既に町の広報紙などでもマスクとエアコンの適切な使い方の周知をしていますけども、経済的にエアコン設置困難な方には、ほかの自治体が行っている例を参考にして適切な助成ができないかと考えますけども、いかがでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

独居高齢者の熱中症対策についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、年々厳しさを増す猛暑の影響で、熱中症のリスクも高まっております。コロナ禍で様々な活動が休止になり、体力が低下している影響もあるのではないかと推測されます。

熱中症への注意喚起につきましては、これまでも、屋外で人と十分な距離を確保できる場合は熱中症予防の観点からマスクを外すことや、小まめな水分補給、エアコンの適切な利用等、熱中症の症状や予防方法について、広報紙や防災行政無線で呼びかけているところでございます。また、長寿者学級等での健康教育やチラシの配布、職員が高齢者宅へ訪問する際の声かけ等を行っております。

経済的にエアコン設置が困難な方への対応につきましては、県や社会福祉協議会等、関係機関と連携し、必要な方につきましては、社会福祉協議会の実施する家電製品中継事業や民間事業者による家電レンタル等のサービスを御案内しているところでございます。

エアコン設置補助ということですが、まずは、熱中症のリスクの高い高齢者世帯への個別の声かけなどを充実させるとともに、見守り活動での情報収集や、区長、民生委員の皆さんからの情報などを基に、生活全般の相談窓口である暮らしサポートセンターと連携しながら、そのケースに応じた対策を講じていきたいと考えております。

熱中症予防は重要な課題であり、今後も、地域の皆さんと連携して、全体への普及啓発や個別の声かけなどに努め、発症予防に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

これまでも十分な啓発活動をしていらっしゃるということですが、その中で、県や社会福祉協議会と連携しながらというお答えがありました。ちょっと私も調べてみました。確かに、社会福祉協議会には家電製品を譲り渡す、譲渡するといった制度があります。しかし、それは、オーブントースターとか扇風機とかそういったものらしくて、エアコンとかそういうのはないということです。現在、喜界町にもエアコン設置に対する事業がないということなんですけれども、そこでもう1回資料を出して御覧ください。

町民の方々から、困った方がいるよと、ですから何とか支援できないかといったことをして

いる自治体もありますということで調べてみたら、兵庫県の加古川市というところがこれをしていました。ここは人口が26万もいるところなんですけども、こういった内容でございます。助成上限が5万円でございます。条件があります。1、2、3、4、5、6とありますけども、1番目の65歳以上の人で構成し、しかも75歳以上の方がいる家庭ですね。あと、身障者手帳1級または2級、療育手帳判定、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方がいる、このうちのいずれかと、あと2、3、4、5、6に当てはまる方が対象ですけれども、そもそも何でこういった制度ができたのかということで、加古川市の福祉部生活福祉課にちょっとお尋ねしてみました。そしたら、こういった回答でした。

去年の議会でこの問題が出たと。去年の段階で熱中症の救急搬送の4割が高齢者であったことから議会で提案され、検討を重ね、制度設計をしたということでした。予算の対象は5万円となっていますね。5万円で予算は幾らを設定したんですかと尋ねたら、50件を想定して250万円ですということでした。そして、これ実は今年の6月1日から施行を開始してるんです。できたばかりなんです。6月議会で多分通過したんでしょうね。

では、6月1日施行後の申請件数、決定件数は何件ですかと伺ったところ、申請件数は5件、決定件数も5件でした。つまり、全員が認可された、この条件を満たしていたということなんですけれども、ただし、その後に1件辞退があったということでした。5件、認可を出したんですけども、オーケー出したんですけども、1件は辞退したということでした。

都会と喜界島とでは状況が違いますけども、以前、今までのような気候ではないような感じもいたします。新聞、テレビなどでも報道しています。そして、新聞ではこんな報道もありました。御存じの方も多いと思いますけども、高齢者は体温の調節機能低下により、たとえ室内でも注意が必要ですと。環境省の調査によると、エアコンの設定温度28度は、設定温度ではなく室温であると正しく理解している方は僅か32%でしたということです。

そんなこともあったりして、エアコンの正しい使い方も周知しなければいけない。

高齢者にとっては、体温調節機能の低下により家の中でも注意が必要だと。現に、救急搬送の件数、中身は書いていませんけども、伺ったところ、屋外で救急搬送された方もいらっしゃいますけども、屋外で作業されて、おうちに帰って何時間かたってから具合が悪くなって救急搬送というケースもあります。そこを考えた場合、本当に必要なところ、必要な家屋の状況、風通しがよくて、必要ないところだったら必要ないんでしょうけども、そうじゃないところで、必要だと思えるところで、しかも、生活困窮者で、エアコン購入が難しいという方がもしいらっしゃったら、そこをさっきの民生委員さんとか、そういったネットワークもありますので、暮らしサポートセンターで実情などで把握してから必要かどうかを考えるのもいかがかと思うんですけど、それはどうでしょうか。実態をまず調べてみるということは難しいですか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

実態把握の前に、先ほど議員から家電中継事業にはエアコンがないという話があったんですけども、実績もございます。エアコン1、冷蔵庫2、洗濯機1という実績もありまして、社協だよりにこの中継事業のことは広報として掲載をして、もし寄附いただける方がいれば寄附

してくださいというふうに広報しているということでもあります。

それで、実態調査ということですが、先ほども申し上げましたが、ネットワークの中の民生委員とか区長さん、それから協力員の方々、それぞれたくさんの方々が見守り活動等を今やっているところであります。その中から上がってくる方々を暮らしサポートセンターで検討をして、どういう生活に必要なものがあるのかというようなことも検討しながらやっていますので、実態調査というよりも、1件1件上がってくることへの対策をしていきたいと我々は考えているところでございます。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

社協の家電リサイクル、エアコンが1と。今まで実績で、今年度じゃなくて、これまでに1件あったということですか。私が聞いた時点では今はないということだったんですけど。分かりました。

そして、見守り活動を通して、1件1件ちゃんと状況を把握していきたいということでした。それをしていたいただければ検討の必要があるかないかというのが分かると思いますので、ぜひその辺をやっていただきたい思います。引き続きよろしくお願いします。

それでは次に参ります。5番目にまいります。

午前中、良岡議員からもありました、肥料、飼料の高騰によって農家の方々が非常に困っているという問題がありますけれども、畜産農家の粗飼料自給率支援についてでございます。

牛の餌、飼料も肥料同様に高騰している上に、近年は御存じのように子牛価格がなかなか上がらないという様相で、畜産農家の経営を圧迫しております。そういった状況から質問の内容ですけれども、畜産農家自身も、飼料の自給率向上に努力はしていますけれども、例えばほかの島でやっているように、品目は違いますが、さとうきび収穫後の畑にトウモロコシや麦などを植える代わりに堆肥を入れて地力を高めるなど、自給力の向上のために行政に間に入ってもらって、キビ作農家や荒廃した休耕地の地主などと掛け合って、飼料を植える畑を確保するという作業をやっていけないかと、そして共存共栄で農業の島を盛り上げていけないかと思うんですけども、こういったことに関して行政としてどういった考えを持っているか、見解をお聞かせください。

○議長（榮 哲治君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

ただいまの生島議員の質問にお答えいたします。

先ほどもございましたが、この問題につきましては、ウクライナ問題であったり、円安などの国際情勢の影響により、輸入されている化学肥料や配合飼料の価格の上昇が続いており、さらに、今議員からもありましたとおり、子牛価格が低迷しているなど、畜産農家の経営状況は大変厳しいものとなっております。そのため、先ほどもありましたが、畜産農家に対して、飼料価格高騰に対し町独自の支援策を講じることとしているところでございます。

質問の自給率向上に向けた本町での取組について御紹介いたします。

畜産農家の飼料自給率向上を目指して、適切な牧草地の更新を行い、飼料の収量向上によるコスト低減を図ることを目的とした喜界町自給飼料増産対策事業を町単独事業として実施しております。

事業の内容は、牧草の種の購入費、及びそれに関わる管理機械の購入費の助成を行っております。そのほか、荒廃農地、いわゆる遊休農地などの活用を促進するため、国の補助事業であります畜産基盤再編事業を活用するなどして飼料畑の造成を行い、牧草の作付面積の拡大を進め、自給率向上の支援に努めているところでございます。

また、議員からもありましたように徳之島とかではバレイショづくりが盛んになっておりまして、そこでバレイショの裏作として飼料を作っているということで、一部、そういった取組されている事例がございます。本町の場合は、そういった耕畜連携ということであれば、さとうきびの裏作を利用してということになるとは思いますが、そのためには、畜産農家、さとうきび農家のそういった協力も必要になってくると思います。お互いにウィン・ウィンのメリットがないとなかなか進められないだろうと思っております。

例えば、通告書にもありましたが、畜産農家から堆肥を提供してもらおうということもございましたが、牛糞堆肥にしても、完熟でないと、雑草の種子の混入であったり、未熟である場合は生育障害の可能性があったりします。

あと、さとうきびの刈取りの後、夏植えが8月、9月から始まってくると思うんですが、その短い期間で牧草の種をまいて収穫するということがなかなか短期間で……。本来、1回種をまくと3年間は牧草を収穫、収量をできるんですが、3か月で次のさとうきびの植え替えまでには、また、新しいさとうきびを作るための土作りをしないといけないので、その辺がまた、畜産農家としてのメリットがあるのか。

そういったことを含めて、まずは、畜産部会であったり、さとうきび部会のほうにも、そういった一つの方策として、また、御意見等お聞きしながら、進めていければと思っております。まずは、さっき言ったように、牧草の更新の周知であったり遊休農地を活用した牧草農地の面積拡大、あと、冬場でも収量のある品種の選定、そういった実証実験等を含めながら、また、検討を進めていければと思います。今の御提案もまた各部会に当たって、検討をしていければと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

今、牧草地の更新とか面積拡大、冬場の裏作の品目の選定といったことを検討してということでした。

聞いた話だと、喜界島でも自力でトウモロコシや麦などを植えている方もいらっしゃるということなので、トウモロコシ、麦に至っては、それこそ何か月単位でとれる作物なので、裏作としても使えるんじゃないかという期待を持っている農家さんもいらっしゃいます。それも含めて、私は農畜連携という言葉を使います。農家の方々と畜産農家の連携ということで、お互い、課長がおっしゃったように、ウィン・ウィンの関係、お互いがプラスになる、それが喜界

島全体の農業の活性化につながるといった方策をぜひ進めていただければと思っております。

あと、課長からもありましたけども、畜産農家さんが心配しているというか、頭を悩ませているのが規模拡大の問題でして、なかなか貸してくれないというのがある。どうしても今、個人でやっていますので、なかなか難しいので、使っていないけど貸してくれない方もいらっしゃるということなので、そこのところは、ちょうど国も進めていますよね。中間管理機構ですか、町も進めています。そういったところに十分に機能を発揮していただいて、間に入って仲介などしていただければいいんじゃないかと思っていますけども、引き続きよろしく願います。

続きまして、最後の質問に移らせてもらいます。

湧水地周辺の整備支援についてでございます。

珊瑚の島・喜界島には自然の小さな泉が多く、そこを拠点に我々の祖先は村建て、つまりシマをつくってきたわけですね、村をつくってきました。そして、文化をつくってつないできました。

ジオパーク登録を目指す我々喜界島としては、独特の地形を活用しながら、先人が積み上げてきた文化に感謝をし、後世に伝えていくことは、今生きる私たちの責務と考えています。また、来週から祖先に感謝するシバサシーの行事もあります。祖先の思いを大事につないでいくこと、そういったことは祖先も喜んでくれると思っています。

しかし、近年は、簡易水道の完備や地域住民の高齢化等が原因で、泉、湧水地の保全が滞っている地域もあります。ジオパーク登録後は、来島者へのサンゴの島の環境文化の紹介もできて、魅力度アップも期待できると思います。もちろん、祖先への感謝を伝えることというのは、本来は地域住民である我々の責任ですので、区長を中心にした共助ですべきことなんですけども、そうしたことを理解した上で、その共助を育てるために、一定の制限を設けて、泉、湧水地周辺の整備支援などができないかと考えますけども、見解をお伺いします。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

生島議員の湧水地周辺の整備支援についての御質問にお答えいたします。

昨年度実施されました町政懇談会におきましても同様の質問が行われました。その際の答えをちょっとこちらのほうで申し上げます。

思い出に残るような大切な場所だと思うので、荒らさないでずっと使っていけるように水辺環境を整備するような事業があれば、整備してもいいと思う。今はそのような事業が見つからないため、町単独事業では返事ができない。集落で管理をしていただき、子供や大人と一緒に集まって、昔はこうだったということを語りながら、文化を継承していただければと思うというふうにお答えしているところでございます。

次に、今回の通告書に伴いますジオパーク登録の観点からお答えいたします。

ジオパークでは、その地域を理解する上で、重要な場所を保全することが求められております。議員御指摘のとおり、喜界島におきまして湧き水が出てくる泉周辺も、集落の成り立ちや行事を語るために、保全すべき場所となってくるものと考えられます。具体的に保全すべき場

所につきましては、今後、幾つかの項目や予算等を考慮した上で選定していくものです。また、選定された場所におきましては、解説板を設置するなどしまして整備を行っていく必要がございます。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

昨年の町政懇談会で町民のほうからもそういった提案があつて、私も出てたんですけども、水辺の整備事業があれば対応したいということをおっしゃっていたんですけども、もちろん、基本は自助、共助でやってくれと。それに関してできないという回答がありましたかですね、すみません。議事録を見てそうおっしゃったんですか。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

昨年11月26日、集落のほうで懇談会ございました。その際の議事録としてそれがちゃんと記載されております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

また私も確認したいと思います。私の記憶では、水辺整備事業があれば対応したいという、そこまで覚えてたんですけど、その後はちょっと失念しました。

要は、さっきもおっしゃったみたいに、私も冒頭申し上げましたように、本来は自分たちで守っていかなければいけないんですけども、いかんせん高齢化で若者もどんどん減っているわけです。ですから、どうしてもそこまで手が回らなくなってきたと。そういったことで、思いがあつてもできなくなったと。優先順位を考えたら低くなってできなくなったと。それで、思い出の場所が、歴史が藪の中に消えていくと。そういった現状なので、それをもう少し、政治の力というか行政の力で光を当てられないかと。もちろん、できるところはどこまでやっくださいよということをちゃんと明示した上でですね。ここからここはできません、では、そこはちょっと支援しましょうと。重機を使わなければいけないとか、そういったところがあるかもしれませんので、そういったところはできないかということなんです。

例えば、私が見たところ、台風のせいで大木の倒木がありまして、そこに行くまでの道が通れなくなったところもあります。そういったところは人力では難しいわけですよ。そういった具体的な箇所もありますので、また、先ほど課長もおっしゃったように、箇所を明示しますので見ていただいたりして、これは価値があるということでしたら、また予算措置などしていただけないかと思うんですけども、個別に対応ということも可能なんでしょうか。ジオパークの集落財産的というか、集落資源という面から見て、この泉、湧水地は、サンゴの島ならではの形成された泉ですので非常に価値あると私は思っているんですけども、その辺はいかがでし

ようか。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

お答えいたします。

先ほどの通告書に基づいての答弁でも申し上げたとおり、ジオパークの登録の観点から申し上げると、泉が湧き出るところに集落ができてくるといったところで、それは貴重な資源だというふうに思っているところです。そこに関しましては、選定項目がいろいろありますので、そういったものを踏まえる、あと、財政的なことも考慮しながら、登録に向けては整備を図っていかねばいけないというふうになるかと思っておりますので、どうぞ御理解ください。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

実は喜界町総合振興計画の後ろのほうにも泉の現況が載ってしまして、喜界町には34か所の泉があって、これが喜界島の宝、財産だから載せているんでしょうけど、それを一般の町民にも理解してもらって活用できるようになればいいんじゃないかと思っています。いかんせん、悩ましいことに、若者が多い地域に泉がないんです。泉があるところには若者や子供たちがいない、少ない、こういう現状があります。そこも考えて、泉を整備することによって、水辺に休みのとき親子連れで遊びにいけるような安全な場所にするとか、そんなことも私は必要だと思えます。

現に、先日ですけども、あるところに行きました。そしたら、熊本から帰ってきたという高校生と大学生の兄弟が水辺で釣ってきた魚をさばいてまして、聞いたらお母さんの出身のここに来ているんだと、ここはいい、泉でいつも泳いでると言っていました。そのように癒やしの場でもあり、集落にとっては聖地でもあるわけです。そういったところはほかの集落にもありますので、そこをきれいに整備して、喜界島の子供たちもそこに行って遊べるような整備が必要じゃないかと思って提言しました。そこもちょっと考えていただきながら、この問題を検討していただければと思っております。

以上、ここまで申し上げて私の質問を終わります。どうもありがとうございました。うふくんで一た。

○議長（榮 哲治君）

これで生島常範君の一般質問を終わります。

続いて、津波警報に対する避難対応について、幸 一美君の発言を許可します。

幸 一美君。

[幸 一美君登壇]

○10番（幸 一美君）

最後の質問になりましたが、しばらくお付き合いをいただきたいと思います。

自然災害が多発する昨今でありますけども、この自然災害の脅威というのは、一瞬にして生命財産を奪うことにあります。今日は、その生命をいかに守っていくかということで、津波警

報に対する避難対応について質問させていただきます。

記憶に残っていると思いますけども、トンガ地区の海底火山爆発に伴う深夜の突然の津波警報には、本町においても何らかの課題を残した出来事ではなかったと思っております。この教訓を生かして、今後予想されます南海トラフ地震を含めた自然災害に対して、町民の安全安心をしっかりと守るよう取り組んでいただきたいと思います。

避難行動というのは、自助、そして共助が基本的な考え方だろうと思っております。しかしながら、津波の場合は、到達時間までの限られた時間の中で、支援者が要支援者を避難させるには大変な問題があると私は本当にます。特に、高齢者も含めて耳の不自由な方々には、情報無線等の受信が大きなりスクになると考えております。こういった状況の中で、自主防災組織の確立している地域といえども、支援者がどこまで責任を持って要支援者の避難活動を図れるのかどうか、非常に危惧するところであります。

東日本大震災においても、多くのボランティアの方々が救助活動に奔走されました。しかしながら、犠牲者が出たと聞いております。私は、本町においても同様の状況というのは否定できないと思っております。大切な町民の命を守るために、活動に奔走されます支援者が犠牲にならないために、避難活動時は行政としてもしっかりとした対策の構築が必要であろうと考えております。

そこで、次の3点について伺います。自主防災組織の確立している地域は把握できているか。2点目、情報伝達方法（Jアラート、無線）は現状でよいか。3点目、一人暮らしの方々の集合住宅の建設はできないか。以上3点について、明快な答弁を求めます。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

ただいまの幸議員の御質問にお答えいたします。

防災関係に私も携わったことがございましたので、私のほうから基本的なことは答えさせていただきます。もし、再質問等がございましたら、総務課長のほうにバトンタッチいたします。

まず、1番目の要支援者に対する支援対策についての御質問でございますが、自主防衛組織につきましても、これまでの議会でも取り上げていただいておりますが、各集落で平成20年頃から取り組んでいただいております。全集落で作成済みで、組織自体は確立しているものと認識をしておりますが、設立当初のままで形骸化することのないよう、随時、地域の実情に応じた見直しを行っていただいております。

それから、議員おっしゃる要支援者の避難の際に重要なポイントとなります個別避難計画の策定については、関係課、集落区長、民生委員、ケアマネージャー等、関係者で連携しながら随時取り組んでいるところでございまして、現在、先行して、塩道集落、早町集落、白水集落で作業を進めているところでございます。

それから2番目の、津波警報の情報伝達についてでございますが、災害時、国民保護関連事案も含めまして、緊急時の情報伝達の全国的な仕組みが、Jアラートと防災無線の連動方式となっているのは御案内のとおりでございます。ただ先般の、先ほど議員もおっしゃいましたが、

津波警報の際に本庁のJアラートシステムが故障中でありまして、起動しなかった事案もありましたので、そういった場合に即時に対応できるようなバックアップ体制はしっかりと備えておく必要があると認識しているところでございます。当然、我々もできる限り対応をいたしますが、絶対とは言い切れないところもございまして、町民の皆さんに、エリアメールなど民間の手だても活用していただくことも含めて、いざというときに備えていただくことも重要だと思っております。

続けて3番目の一人暮らしの方々の集合住宅の建設は考えられないかという質問にお答えしたいと思います。

単身向けの住宅につきましては、需要の増加が確認できるため、次年度より建設する町営住宅から、部屋数を増やす方向で準備をしております。議員御質問の要支援者のみを対象とした集合住宅につきましては、入居募集の際、一般世帯とは別に募集枠を設け、優先的に入居していただく特定目的住宅の供給が考えられます。ただし、今後建て替える住宅の1棟全てなど多くの戸数を特定目的住宅とすることは、住宅確保要配慮者の方々へ町営住宅を安定して提供することが困難となることから、不可能ではないかと思っております。

そのため、住宅申込み状況を見極め、需要に応じて、建て替えを予定している住宅、それから既存の住宅において、一定の枠を設けまして、募集及び入居していただくなど、柔軟に対応をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

幸 一美君。

○10番（幸 一美君）

自主防災組織のことなんですが、最近、コロナ関係でいろんなイベントが中止されるということで、やはり集落の住民同士の絆が希薄になりつつあるんじゃないかという心配があります。ですから、やはり小さい集落の場合は、そういった組織ができるかどうか、いろいろ問題があると思っておりますので、行政としても一つの指導をお願いしたいと思います。

それから、2番目の情報伝達の問題なんですが、今、情報無線が設置されている場所は平均して玄関近くが多いと思います。これは電波の関係が分かりませんが、そうしますと、寝室のほうにまでは、耳不自由な方なんかは聞こえづらいと。そうするとこれは、独り暮らしでなくても、健常者の方でも、例えば深夜の場合はほとんど聞き取れないと思います。先般のトンガの津波警報においても、私どもはほとんど聞き取れなかったんです。外部のほうから電話入っているという感じでやっと分かりました。

ですから、やっぱり深夜の寝静まった時点というのは、やはりそういった情報無線でも寝室の近くに設置してもらおうとか、こういったことは行政としての指導ができるんでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

幸議員の戸別受信機の設置場所についてでございますが、それぞれ防災無線について、家の造りであったりとか、今おっしゃった電波の受信状況、そういったことで設置場所というのは

変わってくるかと思えます。ただ、今おっしゃっている津波警報の際のJアラートから防災無線での伝達ですが、前回はトラブルで手動ということで作動できなかったわけですが、実際にJアラートが作動して防災無線で放送する際には、自動的にボリュームは最大限で鳴るように設定をされております。それから、音声だけではなく、サイレンも含めたお知らせという形になりますので、そういった形で危機感というのは少し伝わりやすくなるのではないかと考えております。

○議長（榮 哲治君）

幸 一美君。

○10番（幸 一美君）

住民の生命を守るということからすれば、やはり、こういった受信装置というのは完全じゃないと困ると思えます。ぜひ、そういった高齢者の独り暮らしの方とか、その辺の受信機の設置場所というのは、行政が指導できるのかどうか、設置者個人との交渉となるのか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

そこは、防災無線とは言いますが、今言う災害時の活用だけではなく、日常の役場のお知らせをお聞きするという目的もございます。今おっしゃったおうちの方の希望というか、ここに設置してほしいという、そこは業者との調整があるかと思えます。ただ、幾ら場所を設定してもその電波の状況が悪ければ、屋外アンテナという手段はありますけれども、意味がありませんので、その辺の調整をしながら、できるだけそういった町民の方の御意見、意向を反映できるような体制で業者のほうも調整していただいていると認識をしています。

○議長（榮 哲治君）

幸 一美君。

○10番（幸 一美君）

ということは、これは個人的に業者に設置場所を変更してもらおうということですね。そうなりますね。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

基本的に、防災無線の設置、それから、例えば聞こえにくいとかという要望は役場のほうで、一旦、受け付けをします。役場が仲介して業者の方にお問い合わせするという形で今は行っております。

○議長（榮 哲治君）

幸 一美君。

○10番（幸 一美君）

これは個人的な差があるかと思えますけれども、耳の不自由な方々が個人的に自分なんかは聞こえないからということを役場に申し出ることができるかどうかということも一つ問題なんで

すが、その辺は行政としても何らか一つ手助けをお願いできればと思っております。

それでは3番目に移ります。

団塊世代が令和7年に後期高齢者の仲間入りをされます。喜界町でも令和12年から17年にかけて高齢者のピークを迎えます。そういうことで、やはり独り暮らしとか、そういう方が増えてくると思います。先ほど公営住宅とかへの優先ということがありましたけど、人数的にも恐らく確保には数が足りないだろうと思います。最後になりますけども、やはり、災害弱者と言われる皆さんが安心して暮らせる、そういった住環境の整備がぜひ必要だと思います。将来を見据えて、今申し上げましたが、令和14年には高齢者がピークを迎えますので、こういったことを見据えて、住宅の建設というのをいま一度、公として検討していただければと思います。

町長、お願いします。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

担当課長に答えていただきますが、今議員がおっしゃった中で、ちょっと私としても幸議員がおっしゃっていることが分からない部分がありましたので、質問じゃなくて一応自問自答しますので、答えていただければと思います。

今、おっしゃいました団塊の世代が増えてきて住宅が必要であるんじゃないかというのは、どういったことを想定されていますか。都会にいる方が帰ってくるという想定なんでしょうか。それとも、今島にいる方はほとんどはが持家だと思うんですが、それか、核家族化になって、自分は独居として单身のお部屋に行きたいという方が増えてくるのか、増えているのか、そういった情報をお聞きしているかと思うんですが、その辺の今、議員がおっしゃっている要支援、例えば介護的なことを望んでの住宅なのか、そうじゃなくて、単独单身住宅が必要になるんじゃないかというようなお考えで今おっしゃっているのか、どっちののかなという自問自答で今ちょっと迷っていますが。

○議長（榮 哲治君）

幸 一美君。

○10番（幸 一美君）

いずれにしても、これから高齢者も増えていくわけですから、私は将来を見据えたということで言いますけども、やはり介護職の担い手不足ということも将来は心配されます。そうすると、高齢者は増える、担い手が少ないとなれば、そういった方々の見回りとかということも、個別ではなかなか人的問題があると思うんですよ。ですから、まとまった住宅にしていれば、そういった方々の人的なものも大分抑制できるんじゃないかということで、将来を見据えたということでお願いをしました。ですから、令和12年から17年というのは介護の計画の中での資料です。一応17年にピークを迎えるということです。ですから、まだあと十何年ありますけども、人口は減少して、高齢者は逆に増えるということで、空き家も増えると考えられるんですけども、住宅計画もそうですが、やはり、教員住宅を改造するとか、また、空き家を改造するとかして、安全な場所に独り暮らしの方を移動させないと、今の公営住宅は津波が来たら避難がなかなか難しいと思います。高台にある住宅であれば、独り暮らしの方が入居しても心

配ないと思いますけども、平地だと津波に対応できないと思います。ですから、将来的には、そういった高台にある住宅を考慮して入居させていくという考え方をしていただければ安全だと思います。ぜひ、そういった安全ということを考慮しながら検討していただきますようお願いをして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（榮 哲治君）

以上で、一般質問を終了します。

暫時休憩します。再開は15時35分からといたします。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時35分

○議長（榮 哲治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第5 承認第11号 喜界町職員の給与に関する条例及び一般職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について

○議長（榮 哲治君）

日程第5、承認第11号、喜界町職員の給与に関する条例及び一般職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

それでは、承認第11号、喜界町職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告を申し上げ、承認を賜りたいと存じます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

令和4年第1回喜界町議会定例会において上程、可決された喜界町職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の附則第2条第1号において、職員区分の中に管理職職員の規定がなされていなかったもので、規定したものでございます。

内容としましては、新旧対照表のとおりでございます。

以上、報告申し上げますが、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第11号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから承認第11号の専決処分の承認を求める件を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第11号、喜界町職員の給与に関する条例及び一般職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分については、承認することに決定いたしました。

△ 日程第6 報告第10号 継続費精算報告書について

△ 日程第7 報告第11号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政健全化判断比率について

△ 日程第8 報告第12号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について

○議長（榮 哲治君）

日程第6、報告第10号、継続費精算報告書についてから、日程第8、報告第12号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率についてまでの3件を一括議題とします。

報告の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

報告第10号、継続費精算報告書についてほか2件を一括して報告をいたします。

報告第10号、継続費精算報告について御報告申し上げます。

一般廃棄物焼却施設整備事業が完了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告します。

事業期間は平成29年度から令和3年度までの5年間で、全体事業費は計画21億6,154万9,000円で、実績は21億5,535万800円となりました。

次に、報告第11号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政健全化判断比率について御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度財政健全化判断比率について別紙のとおり報告するものでございます。

実質的な地方債の元利償還金が財政に及ぼす負担を表す実質公債費比率は9.8%でございます。一般会計、特別会計が借り入れた地方債残額のほか、債務負担行為に基づく支出予定額等について一般会計が将来負担すると見込まれる額の標準財政規模に占める割合を表す将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回ったため、該当なしでございます。

今後の見通しとしましては、実質公債費比率、将来負担比率ともに大型事業に伴う起債の元利償還金等が増えていく見込みのため、少しずつ上昇すると思われま

次に、報告第12号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率についてでございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和3年度資金不足比率について、別紙のとおり報告するものでございます。

本町の公営企業であります水道事業会計、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計の資金不足比率は、実質収支が黒字のため該当なしでございます。

以上、私のほうからは、監査委員の意見書を付して、財政健全化法に基づく報告と合わせて3件を御報告申し上げます。

以上でございます。

△ 日程第9 報告第13号 教育委員会活動の点検・評価報告書について

○議長（榮 哲治君）

続いて、日程第9、報告第13号、教育委員会活動の点検・評価報告書についてを議題とします。

報告の説明を求めます。

教育長、久保康治君。

[教育長久保康治君登壇]

○教育長（久保康治君）

報告第13号の教育委員会活動の点検・評価報告書についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、平成20年4月から、全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し議会に提出するとともに、公表しなければならないこととされました。

そこで、喜界町教育委員会では、法の規定に基づき、効果的な教育行政を推進し、教育委員会が実施した令和3年度事務事業のうち主要な事務事業を対象に喜界町教育委員会自らが点検及び評価を行い、有識者の意見をいただき報告書としてまとめましたので、御報告いたします。よろしく願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

以上で報告を終わります。

△ 日程第10 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（榮 哲治君）

日程第10、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、お願いいたします。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所、大島郡喜界町大字上嘉鉄380番地2。氏名、安藤和久。生年月日、昭和28年11月12日生まれでございます。お手元に履歴書を添付してございます。

同氏は、令和4年12月31日をもって任期満了となりますが、引き続き人権擁護委員の候補者に推薦するものであります。なお、任期は令和5年1月1日から3年間です。手続に3か月ほど期間を要しますので本議会で提案させていただきました。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

お諮りします。本件について意見を求めることについては、適任と認めるものと答申することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、適任と認めるものと答申することに決定いたしました。

△ 日程第11 選挙第1号 選挙管理委員の選挙

○議長（榮 哲治君）

日程第11、選挙第1号、選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には榊 治君、愛津克浩君、有馬奨太君、児玉英雄君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることについて御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した、榊 治君、愛津克浩君、有馬奨太君、児玉英雄君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

△ 日程第12 選挙第2号 選挙管理委員補充員の選挙

○議長（榮 哲治君）

日程第12、選挙第2号、選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条の18条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員補充員には、久保勝弘君、永 昭弘君、向井康忠君、大山 学君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、久保勝弘君、永 昭弘君、向井康忠君、大山 学君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に補充の順序について、お諮りします。補充の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

△ 日程第13 議案第32号 令和4年度喜界町一般会計補正予算（第4号）について

△ 日程第14 議案第33号 令和4年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

△ 日程第15 議案第34号 令和4年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

△ 日程第16 議案第35号 令和4年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

△ 日程第17 議案第36号 令和4年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

△ 日程第18 議案第37号 令和4年度喜界町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（榮 哲治君）

日程第13、議案第32号、令和4年度喜界町一般会計補正予算（第4号）についてから、日程第18、議案第37号、令和4年度喜界町水道事業会計補正予算（第1号）についてまで、以上6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

議案第32号、令和4年度喜界町一般会計補正予算（第4号）ほか4件の特別会計補正予算と1件の企業会計について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

議案第32号、令和4年度喜界町一般会計補正予算（第4号）でございますが、歳入歳出それ

ぞれ1億4,278万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ67億999万円とするもの
でございます。

今回の主な補正は、新型コロナウイルスワクチン対策事業費、農地費、道路維持費、観光費
の増でございます。

それでは、2ページから4ページにおける第1表歳入歳出予算補正での各款の増減について、
説明申し上げます。

歳入の増額でございますが、2ページの地方特例交付金77万6,000円、使用料及び手数料20
万円、国庫支出金2,534万5,000円、県支出金1,064万6,000円、財産収入113万円、繰入金6,170
万1,000円、繰越金4,191万7,000円、諸収入632万円を増額するものでございます。

一方、歳入の減額でございますが、町債525万3,000円を減額するものでございます。

歳出の増額でございますが、3ページの民生費2,029万5,000円、衛生費1,911万2,000円、農
林水産業費5,048万9,000円、商工費2,811万1,000円、土木費2,166万8,000円、消防費127万円、
教育費1,184万4,000円を増額するものでございます。

一方、歳出の減額でございますが、総務費1,000万7,000円を減額するものでございます。

次に、5ページの第2表、継続費補正につきまして、説明申し上げます。

継続費補正は、新たに喜界町地域脱酸素化事業検討及び堆肥センター、官民連携施策検討事
業を追加するものでございます。

次に、6ページの第3表、地方債補正につきまして、説明申し上げます。

地方債補正は、公営住宅建設事業費の限度額を増額し、臨時財政対策債を減額するもので
ございます。

次に、議案第33号、令和4年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でござい
ますが、事業勘定の歳入歳出それぞれ745万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億
7,057万9,000円とするものでございます。

補正の理由は、人件費の減額でございます。

次に、議案第34号、令和4年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第1号）でござい
ますが、歳入歳出それぞれ224万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億2,556万円とす
るものでございます。補正の理由は、人件費の増額でございます。

次に、議案第35号、令和4年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でござ
いますが、歳入歳出それぞれ69万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,978万
円とするものでございます。補正の主な理由は、人件費の増額でございます。

次に、議案第36号、令和4年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でござ
いますが、歳入歳出それぞれ3万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,643万3,000
円とするものでございます。補正の理由は、下水道料金還付金の増額でございます。

次に、議案第37号、令和4年度喜界町水道事業会計補正予算（第1号）でござい
ますが、収益的支出に2,500万円を追加し、収益的支出の予定額を5億9,326万円とし、資本的支出に
5,000万円を追加し、資本的支出の予定額を2億9,703万円とするものでございます。補正の主
な理由は、給水管工事、削井工事の増額でございます。

以上、6件について御説明申し上げましたが、御審議の上、議決していただきますよう、よ

ろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第32号から議案第37号までは、お手元に配付してあります議案付託一覧表のとおり所管の常任委員会に付託します。

△ 日程第19 議案第38号 喜界町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（榮 哲治君）

日程第19、議案第38号、喜界町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

議案第38号、喜界町職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のとおり改正したいので、議会の議決を求めるものでございます。

改正の理由といたしまして、育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休業の対象期間の拡大等について、所要の措置を講じるものでございます。

御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第38号は、お手元に配付してあります議案付託一覧表のとおり所管の常任委員会に付託します。

△ 日程第20 認定第1号 令和3年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定について

△ 日程第21 認定第2号 令和3年度喜界町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

△ 日程第22 認定第3号 令和3年度喜界町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

△ 日程第23 認定第4号 令和3年度喜界町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

△ 日程第24 認定第5号 令和3年度喜界町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定

について

△ 日程第25 認定第6号 令和3年度喜界町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

△ 日程第26 認定第7号 令和3年度喜界町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

○議長（榮 哲治君）

日程第20、認定第1号、令和3年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第26、認定第7号、令和3年度喜界町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてまでの7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

認定第1号、令和3年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定について、ほか5件の特別会計と1件の企業会計を一括して提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度の各会計歳入歳出決算について、監査委員の意見書及び主要施策の成果に関する調書を皆様のお手元に配付させていただきましたが、主要施策の成果に関する調書により詳細は説明してございますので、ここでは決算内容の概略だけを御説明申し上げます。

認定第1号、令和3年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定について。令和3年度決算につきましては、当初予算の段階において十分御審議をいただいております。さらに、国、県の動向により補正予算等の執行を進め、各種事業を実施してまいりました。

令和3年度喜界町一般会計では、84億9,904万7,000円の予算現額に対しまして、歳入歳出予算額81億1,728万1,000円、歳出決算額79億1,717万円、歳入歳出差引き額2億11万1,000円、翌年度へ繰り越す財源1億619万4,000円を差し引くと、実質収支額9,391万7,000円となり、地方自治法第233条の2の規定により、4,700万円を財政調整基金に繰り入れました。

決算統計の分析では、経常収支比率78.1%で、対前年度比6.3%の減でございます。改善した原因としては、経常的収入である普通交付税が2億7,356万8,000円増加したことが要因でございます。実質公債比率は9.8%で、起債の元金償還額は増加していますが、普通交付税の増額により昨年度と増減はございません。また、町税の徴収率につきましては、町民の皆様の深い御理解と御協力及び納入義務の意識向上等により前年度を0.3%上回り、95.5%の徴収率を得ることができました。

次に、特別会計の認定第2号から6号までの御説明を申し上げます。

認定第2号、令和3年度喜界町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。国民健康保険特別会計事業勘定につきましては、予算現額9億4,199万3,000円に対しまして、歳入決算9億5,565万5,000円、歳出決算額9億3,997万3,000円、歳入歳出差引き額1,568万2,000円が実質収支額となりました。

予算対比については、歳入決算額において101.5%、歳出決算額において99.8%の結果にな

っております。

国保税の現年度徴収率は95.8%で、前年度を1.3%上回っております。今後とも相互扶助の保険制度を理解していただき、徴収努力に努めてまいります。

次に、直営診療施設勘定でございますが、予算現額3,354万7,000円に対しまして、歳入歳出決算額とも3,255万9,000円となっております。予算対比については、歳入歳出決算額とも97.1%の結果となっております。

次に、認定第3号、令和3年度喜界町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。令和3年度決算につきましては、予算現額9億2,564万1,000円に対しまして、歳入歳出額9億2,817万2,000円、歳出決算額8億9,096万6,000円、歳入歳出差引き額3,720万6,000円が実質収支額となっております。予算対比については、歳入決算額において100.3%、歳出決算額において96.3%の結果となっております。

次に、認定第4号、令和3年度喜界町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。令和3年度決算につきましては、予算現額1億1,516万2,000円に対しまして、歳入決算額1億1,600万1,000円、歳出決算額1億1,408万7,000円、歳入歳出差引き額191万4,000円が実質収支額となっております。予算対比については、歳入決算額において100.7%、歳出決算額において99.1%の結果となっております。

次に、認定第5号、令和3年度喜界町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。令和3年度決算につきましては、予算現額1億1,231万6,000円に対して、歳入歳出決算額とも7,721万2,000円となっております。予算対比については歳入歳出決算額とも68.8%の結果となっております。

次に、認定第6号、令和3年度喜界町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。令和3年度決算につきましては、予算現額2億3,862万1,000円に対して、歳入歳出決算額とも2億412万1,000円となっております。予算対比については、歳入歳出決算額とも85.5%の結果となっております。

次に、企業会計の認定第7号、令和3年度喜界町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について。令和3年度会計剰余金の処分及び決算につきましては、収益的収入5億7,359万3,196円、収益的支出5億1,675万1,914円、当期純利益5,684万1,282円となっております。

以上、一般会計及び特別会計、企業会計の決算の概略を説明申し上げましたが、令和3年度決算につきましては、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力の下、おおむね所期の目的を達成することができました。依然として厳しい財政状況の中ではありますが、最少の経費で最大の効果を上げられるよう、住民福祉の向上に努力してまいります。

よろしく御審議の上、認定していただきますようお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから総括質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

総括質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については、議長並びに監査委員を除く10名で構成する決算審査特別委

員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

本件については、10名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することと決定しました。

決算審査特別委員会の正副委員長は、全員協議会にて互選したとおり、委員長に安田英次郎君、副委員長に生駒 弘君と決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は9月15日9時30分から開きます。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

散 会 午後 4時00分

令和 4 年第 3 回喜界町議会定例会

令和 4 年 9 月 15 日

(第 2 日)

令和4年第3回喜界町議会定例会

令和4年9月15日（木曜日） 午前9時30分開議

1. 議事日程（第2号）

[各常任委員長報告]

- 日程第1 議案第32号 令和4年度喜界町一般会計補正予算（第4号）について

[産業福祉常任委員長報告]

- 日程第2 議案第33号 令和4年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第3 議案第34号 令和4年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第4 議案第35号 令和4年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第36号 令和4年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第37号 令和4年度喜界町水道事業会計補正予算（第1号）について

[総務文教常任委員長報告]

- 日程第7 議案第38号 喜界町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

[決算審査特別委員長報告]

- 日程第8 認定第1号 令和3年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第2号 令和3年度喜界町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第3号 令和3年度喜界町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第4号 令和3年度喜界町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第5号 令和3年度喜界町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第6号 令和3年度喜界町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第7号 令和3年度喜界町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 日程第15 議案第39号 喜界町営農研修施設整備工事の工事請負契約の締結について
- 日程第16 議案第40号 令和3年度旧荒木小学校特別教室棟改修工事の工事請負契約の締結について
- 日程第17 議員派遣の件について
- 日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	土岐和貴君	2番	米田信也君
3番	生島常範君	5番	倉橋博都君
6番	榮優太君	7番	野間弘也君
8番	良岡理一郎君	9番	河上弘仁君
10番	幸一美君	11番	生駒弘君
12番	安田英次郎君	13番	榮哲治君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 局長 來和法君 事務局 局長補佐 竹内功君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	隈崎悦男君	副町長	金江茂君
教育長	久保康治君	総務課長	吉沢伸一君
町民税務課長	富充弘君	企画観光課長	中村幸雄君
保健福祉課長	吉行進君	税対策監	岩松利和君
農業振興課長	武藤裕和君	まちづくり課長	徳勝志君
教委事務局長	菊地典子君	会計管理者	竹内功君
喜界分署長	原田久吉君	あゆみ幼稚園長	乾みち子君

△ 開 議 午前 9時30分

○議長（榮 哲治君）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△ 日程第1 議案第32号 令和4年度喜界町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（榮 哲治君）

日程第1、議案第32号、令和4年度喜界町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

各委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長、生駒 弘君。

[総務文教常任委員長生駒 弘君登壇]

○総務文教常任委員長（生駒 弘君）

おはようございます。報告いたします。

去る9月1日、本会議において総務文教常任委員会に付託されました議案第32号、令和4年度喜界町一般会計補正予算（第4号）の審査が終了しましたので報告いたします。

当委員会は、9月6日、委員会を開催し、審査日程を1日間と定め、審査に当たっては担当課長の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第32号、令和4年度喜界町一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に1億4,278万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億9,999万円とするものです。

総務課所管分について。

歳入について、9ページ、款10地方特例交付金、項1地方特例交付金、目1地方特例交付金77万6,000円の増額は、個人住民税減収補填特例交付金で、交付額の決定によるものです。

10ページ、款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は2,114万7,000円の増額です。

目3公共施設整備基金繰入金4,055万4,000円の新設です。

款20繰越金、項1繰越金、目1繰越金4,191万7,000円の増額は、前年度繰越金です。

款21諸収入、項4雑入、目3雑入632万円増額のうち総務課分は74万円で、光ファイバーの県からの補償費です。

11ページ、款22町債、項1町債、目3臨時財政対策債645万3,000円の減額は、確定によるものです。

歳出について。12ページ、款2総務費、項1総務管理費、目12情報無線施設管理費150万円の増額で、消耗品120万円は屋外アンテナ100本分、修繕料30万円は戸別受信機の修繕料です。

目22喜界町光ブロードバンド管理費82万3,000円の増額は修繕料で、県の事業の最終調整額不足分です。

13ページ、目33新型コロナウイルス感染症対策費、節12委託料189万2,000円の増額は、空港、港での検温作業業務委託料の下半期分です。

22ページ、款8消防費、項1消防費、目3防災災害対策費127万円増額で、53万1,000円は津波等の一時避難場所の看板の設置で、場所は阿伝集落、嘉鈍集落です。73万9,000円は、既存の海拔表示設置が5か所、既存のところでの設置ができない場合は路面シートで5か所の予定であります。

設置基準はあるかとの質疑に、基準はないが、高低差が分かるところで一時避難ができるところ。今までは公共施設であったが、今後、産業道路等にも設置を考えているとのことでした。企画観光課所管分。

歳入について。9ページ、款14使用料及び手数料、項1使用料、目3農林水産業使用料20万円の増額は、加工販売施設使用料です。

款16県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金92万7,000円は、移住促進住宅改修助成モデル事業補助金です。

10ページ、款17財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入113万円の増額は、加工販売施設附帯設備使用料です。

歳出について。12ページ、款2総務費、項1総務管理費、目7企画費57万7,000円の増額で、旅費11万5,000円はふるさとCM大賞に高校生2名と職員が動画を作成し参加するための旅費です。需用費22万円は、サンゴ留学のオープンスクールのための消耗品10万円と修繕料12万円です。役務費の23万5,000円は、サンゴ寮のウォシュレット設置が主なものです。

目18自然環境保護費9万1,000円の増額は、ヒカゲヘゴの調査のためのものです。

13ページ、目30移住促進事業627万3,000円の増額で、工事請負費278万3,000円は、旧島中教員住宅の改修です。空き家改修補助金320万円は、当初予算では3軒分であったが、現在7軒分の申請があるので、4軒分の増額です。

19ページ、款5農林水産業費、項1農業費、目16加工販売施設運営費450万8,000円の増額は、会計任用職員を9月から3月まで雇用するため給料・手当の増額と、修繕料77万円、実設計委託料の270万円です。

20ページ、款5農林水産業費、項3水産業費、目4水産加工施設整備費26万1,000円の増額は、エアコンの修繕料です。

21ページ、款6商工費、項1商工費、目2観光費2,793万6,000円の増額の主なものは、東京で行われる喜界島フェアの旅費81万9,000円、工事請負費2,529万円はガーデンゴルフ支柱とハワイビーチの進入路の改修費です。

目3ジオパーク推進事業17万5,000円の増額は、ジオパークのパンフレット1,000冊増刷分。役務費5万9,000円は、塩道の落石撤去手数料です。

次に、町民税務課分。

歳入について。9ページ、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目5総務費国庫補助金8万円の増額は、個人番号カード交付事業補助金です。

歳出について。14ページ、款2総務費、項2徴税费、目2賦課徴収費48万7,000円の増額で、手数料10万円は、滞納処分における預金調査等の手数料の増によるものです。委託料38万7,000円は、QRコード導入によるものです。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費16万3,000円減額の主なも

のは、給与等27万6,000円の減額。備品6万9,000円は、タブレット購入費です。

17ページ。款4衛生費、項1保健衛生費、目2火葬場費18万4,000円の増額は、ベンチ等の修繕料です。

教育委員会事務局分。

歳入について。10ページ、款16県支出金、項3県委託金、目4教育費委託金702万円は埋蔵文化財発掘調査委託金です。

歳出について。23ページ、款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節20貸付金72万円は、町奨学金貸付金で、今年度医療福祉職等の小学生1名の決定があったため増額するものです。

目1中学校費、節11役務費58万円の増額は、テニスコートの水はけが悪いので整地を行うためのものです。

24ページ、目2公民館費230万4,000円増で、修繕料116万円は、公民館新館の玄関横のスロープの手すりと身障者用駐車場マークの整備です。備品購入費114万4,000円は旧公民館旧館ホールのエアコン2台分です。

目4図書館費124万2,000円増額は、身障者用駐車場整備、正面玄関スロープの手すり設置、タイルの滑り止め、塗装、郷土資料室のエアコン修繕です。

目7埋蔵文化財発掘調査費1,105万円の増額で、印刷製本費150万円は、畑総手久津久地区川寺遺跡発掘調査報告書300冊分です。委託料1,100万円は発掘調査業務民間委託料です。使用料及び賃借料150万円減額は、異物自動マーキングシステムリース代2台分を計上していたためです。

目8自然休養村管理センター運営費64万円は、身障者用駐車場マークの整備のためです。

目1保健体育総務費57万円は、県体育大会選手出場負担金で、34名分です。

以上で審査を終了し、討論なく、議案第32号、令和4年度喜界町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（榮 哲治君）

続いて、産業福祉常任委員長、野間弘也君。

[産業福祉常任委員長野間弘也君登壇]

○産業福祉常任委員長（野間弘也君）

おはようございます。報告いたします。

去る9月1日、本会議において当委員会に付託されました議案第32号、令和4年度喜界町一般会計補正予算（第4号）の当委員会所管分の審査概要について、主なものを報告申し上げます。

当委員会は、全員出席の下、審査期間を9月6日の1日間と定め、審査では担当課長の出席を求め、審査を行いました。

令和4年度喜界町一般会計補正予算（第4号）は、予算総額に歳入歳出それぞれ1億4,278万2,000円を追加するものです。

農業振興課分について。

ページは18ページ、歳出。款6農林水産業費、項1農業費、目6農業振興費、節18負担金補助及び交付金の農業後継者育成事業交付金80万円の減額は、農業後継者育成を営農支援センターで行っていますが、畜産業での後継者育成の要望があり、説明欄の一番下にあります喜界町雇用型自立就農支援事業への財源組替えて、この事業は就農希望者を雇用した町内の農家・農業法人等に月額10万円を支給するもので、1名分との説明がありました。

委員から、支給額の用途、また保険加入についての質疑に、交付金は雇主である農家・農業法人等に支給し、賃金、労働時間、保険加入等も含め、労働基準法に即した労働規則を備えることとし、雇主と雇用者で協議することとしているとの答弁がありました。

同じく節18NPO法人子ども支援ネットワークめばえ活動支援金4,000円は、農福連携の取組を支援するため、小作料の助成を行うとの説明がありました。

ページは19ページ、款、項同じく、目8畜産振興費、節18負担金補助及び交付金の新規農家育成簡易牛舎設置事業補助金50万円は、新規就農者へ簡易的な牛舎設置助成を行うため、1名分との説明がありました。

目11喜界町営農支援センター運営費、節17備品購入費の備品費120万5,000円は、軽トラックの購入費で、使用していた車両の老朽化によるためとの説明がありました。

目17農地費、ページは20ページ、節10需用費の修繕料400万円は、農道のグレーチングを固定型に補修するため、5か所予定との説明がありました。

節の12委託料1,889万円のうち1,749万円は、脱炭素社会への取組として、防災や環境など様々な分野において先進地として取り組むため、具体例では堆肥センター建設も含めた循環型農業の構想、計画などの業務を行うため、予算のうち、歳入、ページは10ページにあります。款21諸収入、項4雑入、目3雑入、節7雑入、地域脱炭素移行再エネ推進交付金558万円が充当されており、これは環境省からの交付金との説明がありました。

ページ戻りまして、20ページ。残りの140万円は、早町ため池の排水整備を行うため、土地境界の測量を行うためとの説明がありました。

節13使用料及び賃借料の重機借上料1,100万円は、クリーンセンター横堆肥センター建設予定地の造成工事が出た土砂からごみの分別を行う特殊な重機や、分別された土砂を仮置きするため仮置場の伐採作業等に使用する重機、そのほか湾頭原の町有地に仮置きしています雑木等をチップ化するための重機借上料との説明がありました。

次に、まちづくり課分について。

ページは21ページ、款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費、節10需用費の修繕料570万円は、集落要望に対応するためとの説明がありました。

節14工事請負費の道路改良工事1,400万円のうち700万円は、羽里集落の公民館から市山商店に下る町道が傷んでおり、集落からも要望がありましたので早急に整備が必要。残り700万円は、川嶺集落からテーブルバンタに上がる町道が滑落していることが判明したため、早急な整備が必要との見解から、補正で対応したいとの説明がありました。

款7土木費、項3港湾費、目3港湾整備費、節10需用費の修繕料50万円は、上嘉鉄港の照明等修繕のためとの説明がありました。

款7土木費、項4住宅費、目2地域住宅交付金事業費、節12委託料、実地設計委託料125万

円は、町営住宅建設予定地、中里集落コーラル団地下のボーリング調査延長と、路床、路盤の支持力の調査、C B R 検査を行うためとの説明がありました。

次に、保健福祉課分について。

ページは16ページ、款3 民生費、項2 保健福祉費、目9 新型コロナウイルスワクチン対策事業費2,526万5,000円の増額は、オミクロン株に対応したワクチン接種費用との説明がありました。

款3 民生費、項3 児童福祉費、目3 放課後児童クラブ運営事業費、節10 需用費、修繕料15万円は、喜界児童クラブに児童用の着替え室を整備するため、カーテン等の設置費用との説明がありました。

以上で審査を終了し、討論に入りました。討論はなく、当委員会に付託されました議案第32号、令和4年度喜界町一般会計補正予算（第4号）の当委員会所管分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（榮 哲治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第32号を採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第32号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、議案第32号、令和4年度喜界町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第2 議案第33号 令和4年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

△ 日程第3 議案第34号 令和4年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

△ 日程第4 議案第35号 令和4年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

△ 日程第5 議案第36号 令和4年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

△ 日程第6 議案第37号 令和4年度喜界町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（榮 哲治君）

日程第2、議案第33号、令和4年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてから日程第6、議案第37号、令和4年度喜界町水道事業会計補正予算（第1号）についてまで、以上5件を一括議題とします。

委員長の報告を求めます。

産業福祉常任委員長、野間弘也君。

[産業福祉常任委員長野間弘也君登壇]

○産業福祉常任委員長（野間弘也君）

議案第33号から議案第37号までの特別会計補正予算について、一括して報告申し上げます。

まず、議案第33号、令和4年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、これは歳入歳出予算の総額にそれぞれ745万円を減額するもので、職員給料等の減額のためとの説明がありました。

次に、議案第34号、令和4年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、これは歳入歳出予算の総額にそれぞれ224万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,556万円とするもので、職員給料等とシステム改修費の増額との説明がありました。

次に、議案第35号、令和4年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、これは歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,978万円とするもので、職員給料の増額と、10月から負担額の制度改正があるため、後期高齢者証を新たに発送しなければならないための経費増額との説明がありました。

次に、議案第36号、令和4年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、これは歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,643万3,000円とするもので、歳入、公共下水道施設使用料の滞納繰越分を、歳出、過年度返納金に充当するためとの説明がありました。

次に、議案第37号、令和4年度喜界町水道事業会計補正予算（第1号）について、ページは9ページから10ページ、収益的収入及び支出について。収入、款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益、実績から水道料金500万円減額。項2営業外収益一般会計補助金1,000万円を増額。支出、款1水道事業費用、項1営業費用、目2配水及び給水費、工事請負費、給水管工事2,500万円の増額は、給水管工事を令和7年までに完了する計画でしたが、前倒しで行うためとの説明がありました。

委員から、工事完了の見通しについての質疑に、西部地区を令和5年度を目標にしている。また、計画を早める目的として、地下ダム建設などで今後業者が多忙になると考え、早めることで働きやすい時期に無理なく工事が行えることや、漏水がどれだけ抑えられるか検証したいと考えているとの答弁がありました。

資本的収入及び支出について。収入、款1資本的収入、項2補償金及び負担金、目1補償金5,000万円は、第2地下ダム建設により水源地を変更するための補償金。支出、款1資本的支出、項1建設改良費、目1建設事業費、工事請負費5,000万円は、ボーリング工事費用で、場所は防災食育センター前との説明がありました。

以上で審査を終了し、討論に入りました。討論はなく、議案第33号から議案第37号までは、

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（榮 哲治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第33号から議案第37号まで、以上5件を一括して採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第33号から議案第37号までは、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、議案第33号、令和4年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてから、議案第37号、令和4年度喜界町水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの5件については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第7 議案第38号 喜界町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（榮 哲治君）

日程第7、議案第38号、喜界町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、生駒 弘君。

[総務文教常任委員長生駒 弘君登壇]

○総務文教常任委員長（生駒 弘君）

報告いたします。

去る9月1日、本会議において総務文教常任委員会に付託されました議案第38号、喜界町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について審査が終了しましたので、報告いたします。

妊娠、出産、育児等の両立・支援のために講じる措置について、育児休業法の改正に伴い条例を改正するものです。育児休業の取得回数制限緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大について必要な規定を整備するものです。今回の改正で産後パパ育休が導入され、出生後8週間以内に4週間まで取得が可能となり、育児休業取得が今回から分割して取れるようになる

ものです。附則、この条例は令和4年10月1日から施行する。

以上で審査を終了し、討論なく、議案第38号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（榮 哲治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第38号を採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第38号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、議案第38号、喜界町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

-
- △ 日程第8 認定第1号 令和3年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定について
 - △ 日程第9 認定第2号 令和3年度喜界町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - △ 日程第10 認定第3号 令和3年度喜界町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - △ 日程第11 認定第4号 令和3年度喜界町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - △ 日程第12 認定第5号 令和3年度喜界町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - △ 日程第13 認定第6号 令和3年度喜界町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - △ 日程第14 認定第7号 令和3年度喜界町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

○議長（榮 哲治君）

日程第8、認定第1号、令和3年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第14、認定第7号、令和3年度喜界町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてまでの7件を一括議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、安田英次郎君。

[決算審査特別委員長安田英次郎君登壇]

○決算審査特別委員長（安田英次郎君）

おはようございます。報告申し上げます。

令和4年度決算審査特別委員会報告。

令和4年第3回定例会において、決算審査特別委員会に付託されました各会計令和3年度歳入歳出決算認定7件について、結果を報告いたします。

去る9月8日、9日の2日間にわたり、議長、監査委員を除く10名の委員で付託されました認定7件について、担当課長の出席を求め、各会計歳入歳出事項別明細書、主要施策の成果に関する調書、監査委員意見書等に基づき、審査を行いました。

審査の過程において、令和3年度の決算に関わる事業の成果、課題について質疑がなされました。質疑につきましては、皆様御承知のとおりでございますので、省略させていただきます。

認定第1号、令和3年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号、令和3年度喜界町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号、令和3年度喜界町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号、令和3年度喜界町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号、令和3年度喜界町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号、令和3年度喜界町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号、令和3年度喜界町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について、以上7件は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（榮 哲治君）

これから、認定第1号から認定第7号までの7件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（榮 哲治君）

起立多数です。したがって、認定第1号、令和3年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第14、認定第7号、令和3年度喜界町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定については、認定することに決定いたしました。

△ 日程第15 議案第39号 喜界町営農研修施設整備工事の工事請負契約の締結について

○議長（榮 哲治君）

日程第15、議案第39号、喜界町営農研修施設整備工事の工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

おはようございます。ただいま追加上程されました議案第39号、喜界町営農研修施設整備工

事の工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

喜界町営農研修施設整備工事の工事請負契約を下記のとおり締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容としましては、1、契約の目的、喜界町営農研修施設整備工事。

2、契約の方法、指名競争入札。指名業者は、株式会社峰山建設、中村建設有限会社、竹山建設株式会社、株式会社前田建設、村上建設株式会社の5業者でございます。

3、契約金額、1金、6,050万円。

4、契約の相手方、大島郡喜界町早町122番地、株式会社峰山建設、代表取締役峰山奥恵喜でございます。

工事内容といたしましては、施設の老朽化に伴う営農支援センター改修工事等でございます。

なお、工期につきましては、令和5年3月22日を予定しております。

以上、御説明申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第39号について採決します。

お諮りします。本案は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、議案第39号、喜界町営農研修施設整備工事の工事請負契約の締結については、可決されました。

△ 日程第16 議案第40号 令和3年度旧荒木小学校特別教室棟改修工事の工事請負契約の締結について

○議長（榮 哲治君）

日程第16、議案第40号、令和3年度旧荒木小学校特別教室棟改修工事の工事請負契約の締結

についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

続きまして、議案第40号、令和3年度旧荒木小学校特別教室棟改修工事の工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

令和3年度旧荒木小学校特別教室棟改修工事の工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、令和3年度旧荒木小学校特別教室棟改修工事。

2、契約の方法、指名競争入札。指名業者は、株式会社峰山建設、中村建設有限会社、株式会社比嘉建設、有限会社ゆたか建装の4業者でございます。

3、契約金額、1金、5,940万円。

4、契約の相手方、大島郡喜界町早町122番地、株式会社峰山建設、代表取締役峰山奥恵喜でございます。

工事内容としましては、旧荒木小学校特別教室棟の改修工事で、改修する施設の床面積は567.3平方メートル、施設内にコワーキング施設、サテライトオフィス、飲食テナント、キッズルームを整備いたします。

なお、工期につきましては、令和5年2月13日までを予定しております。

以上、御説明申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第40号について採決します。

お諮りします。本案は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、議案第40号、令和3年度旧荒木小学校特別教室棟改修工事の工事請負契約の締結については、可決されました。

△ 日程第17 議員派遣の件について

○議長（榮 哲治君）

日程第17、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付したとおり派遣することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

なお、ただいま議決しました議員派遣の件で後日変更等があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

△ 日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（榮 哲治君）

日程第18、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第3回喜界町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午前10時10分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

喜界町議会議長 _____

喜界町議会議員 _____

喜界町議会議員 _____

各委員会議案付託一覧表

委員会別	付 託 案 件	
総務文教 常任委員会	議案第32号 議案第38号	令和4年度喜界町一般会計補正予算（第4号）について 喜界町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 について
産業福祉 常任委員会	議案第32号 議案第33号 議案第34号 議案第35号 議案第36号 議案第37号	令和4年度喜界町一般会計補正予算（第4号）について 令和4年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） について 令和4年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第1号）につ いて 令和4年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1 号）について 令和4年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第1 号）について 令和4年度喜界町水道事業会計補正予算（第1号）について

決算審査特別委員会付託一覧表

委員会別	付 託 案 件	
決算審査 特別委員会	認定第1号	令和3年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定について
	認定第2号	令和3年度喜界町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第3号	令和3年度喜界町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第4号	令和3年度喜界町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第5号	令和3年度喜界町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第6号	令和3年度喜界町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第7号	令和3年度喜界町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について